

令和5年第4回（定例会）吉備中央町議会会議録（2日目）

1. 令和5年9月14日 午前 9時30分 開議

2. 令和5年9月14日 午後 3時16分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番 日 名 義 人                      2番 加 藤 高 志

3番 山 本 洋 平                      4番 石 井 壽 富

5番 丸 山 節 夫                      6番 河 上 真 智 子

7番 山 崎                              8番 黒 田 員 米

9番 成 田 賢 一                      11番 西 山 宗 弘

12番 難 波 武 志

6. 欠席議員

10番 渡 邊 順 子

7. 会議録署名議員

11番 西 山 宗 弘                      1番 日 名 義 人

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 亀 山 勝 則                      書 記 平 澤 瞳

9. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 山 本 雅 則                      副 町 長 岡 田 清

教 育 長 石 井 孝 典                      会 計 管 理 者 早 川 順 治

総 務 課 長 片 岡 昭 彦                      税 務 課 長 山 本 敦 志

企 画 課 長 大 樫 隆 志                      協 働 推 進 課 長 中 山 仁

住 民 課 長 古 好 広 徳                      福 祉 課 長 古 林 直 樹

保 健 課 長 塚 田 恵 子                      子 育 て 推 進 課 長 根 本 喜 代 香

農 林 課 長 山 口 文 亮                      建 設 課 長 大 月 豊

水 道 課 長 歳 原 雅 則                      教 委 事 務 局 長 大 月 道 広

定 住 促 進 課 長 荒 谷 哲 也                      加 茂 川 総 合 事 務 所 長 宮 田 慎 治

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。10番、渡邊順子君が所用のため欠席です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番、西山宗弘君、1番、日名義人君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせをします。

なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

本定例会、久々に最初、1番バッターとして質問させていただきます。5番、丸山です。御対応のほどよろしく願いをいたします。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、町内巡回バス事業、米作り農家応援事業、学校・園の廃校、廃園に係る活用方針の大きく3項目につきまして、また対する町長の思いも併せてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最初に、公共交通事業、主に町内巡回バスについて3点お伺いをいたします。

1つ目の質問といたしまして、町内巡回バス（へそ8バス）のこれまでの歩みについてお伺いいたします。

令和3年10月から町内巡回バスの実証運行を開始されており、はや3年が経過しようとしています。これまでの運行実績から見た行政評価、またその具体について最初にお伺

いたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、5番、丸山節夫議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

町内巡回バス、いわゆるへそ8バスの運行実績につきまして、延べ利用者数では、令和3年度が1,005人、令和4年度が2,267人、令和5年度につきましては、4月から7月までの人数ではございますけど、731名となっております。

また、1日当たりの利用者数では、令和3年が1日当たり8.4人、令和4年が9.3人、令和5年が8.9人と推移しております。

本格運行の移行の目安であります1日当たりの利用者数10人には僅かに及びませんが、着実に周知が進み、利用者数は増加傾向にあるものと捉えております。

また、本年11月からは、加茂川地区の逆回りの運行便を設けることによりまして、利便性のほうを向上させるとともに、民間路線バスとの接続の改善を図るため、運行時刻を見直すこととしております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

巡回バスの運行実績についてお伺いをいたしました。今年の6月までの利用実績でございます。先ほど各年ごとの人数を課長からお教えいただきましたけれども、この3年間の1日当たりの実績、平均は8.7人、また1便当たりは0.6人とのことです。この数字には、令和3年度と令和4年度の無料乗車券の使用人数が含まれております。ちなみに、令和3年、4年度で実施した無料乗車券は各年4万8,000枚を配付されており、実際の利用は736枚とのことです。

そうした中で、令和4年度ではデジタル交付金6,050万円のうち、Ma a Sコンソーシアムの設立、バスロケーションシステムの導入費に2,860万円相当が投入されており、町の負担額は286万円相当となっております。また、巡回バスの令和3年度、4年度の各年の運行経費として、年間約1,700万円強の予算額に対し、執行率はそれぞれ99.9%、96.5%の状況となっております。

一方、運賃収入を見てもみますと、令和3年度から今年6月末時点までの月当たり平均運賃収入として2万9,419円となっております。多額の財源を投入するからには、それなりの事業効果、町民ニーズに応えるものが求められることは当然のことではあります。今後、これまでの状況から事業評価、検証をさらに深め、何らかの具体を町民の皆さんへお示しし、運用に生かしていただきたいと思っております。

次に、2点目の質問としてデマンド型乗合タクシーとの相互性と各役割について、行政はどのように捉えておられるのか。この2つの事業をより町民ニーズに即した効果的施策として今後どのように進められるのか、お考えについてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、お答えさせていただきます。

町内巡回バスとデマンド型乗合タクシーにつきましては、どちらも町内の移動手段ではありますが、予約の有無、運行経路、運賃などの違いから、相互の利用促進のため、乗り継ぎ割引を設定しているところです。

なお、デマンド型乗合タクシーにつきましては、現在は町内を3つの運行区域に分けて運行していますが、本年10月からは運行区域を統合し、町内を自由に移動できるよう見直すこととしています。町民ニーズに即した交通施策となりますよう、今後も利用者からの要望を基に改善のほうを図っていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町内巡回バスは、令和4年度、デジタル交付金の活用によるバスロケーションシステムなどの導入によりサービスの向上を図る一方、先ほど課長申されましたが、予約の有無あるいは料金体制、運行経路等の問題もあろうかと思っておりますけれども、こうした向上に向けての取組をされておるとお聞きいたしました。

また、デマンド型乗合タクシーでは、課長申されたとおり、今年10月1日から町内全域を対象に拡大し、町内どこへでも移動できることとなります。加えて、運賃改正、自由な時間で移動できるなど、また自宅玄関先が発着点となり、町民の皆さんにとって利用し

やすい内容に改正されます。

また、当該事業の利用説明会を9月25日から28日にかけて町内公民館など10会場で開催されます。町民の皆さんへの周知の徹底が十二分に行き届くならば、デマンド型乗合タクシーの利用ニーズは今後高まるものと考えます。

そうしますと、ますます町内巡回バスの利用低下が懸念されます。このことから、2つの事業を今後どのように進められ、相互の関連性はどのように保たれ、今後につなげていられるのか、お考えについて再度お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

この2つの異なる公共交通手段を今後どのように進め、相互の関連性をどのように保っていかれるかというふうな御質問でございますが。

デマンド型乗合タクシーは、事前の予約が必要、行き先が公共施設あるいは商業施設、金融機関といった場所に限定をさせていただいておりますが、町内巡回バスにつきましては、予約のほうは不要、路線上であればどこでも乗り降りができるなど、それぞれにメリット、デメリットがあるかと思えます。今後、用途、目的に応じての御利用をしていただくためにも、それぞれ相乗効果が出ればいいかなというふうに思っておるところであります。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

2つの事業、それぞれのメリット、デメリットといいますか、メリットを主体的にお話をいただきました。

町では、町内巡回バスやデマンド型乗合タクシー、ふれあいタクシーなど複数のサービス事業を展開しております。しかしながら、いずれの事業も、町民の皆さんが求める公共交通体系の柱として果たして機能しているのでしょうか。町民の皆さんの日常生活の移動手段として必要にかなうべき町民のためとなる地域に密着した対策こそ、町民の皆さんが望むところであろうかと考えます。

次に、交通関係最後の質問として、今後の巡回バスの必要性和実効性についてお伺いし

ます。あわせて、当該巡回バスの運行が町民のためとなる事業としてどのように今後を受け継いでいかれるのでしょうか。今後の運行計画や方針を含め、お聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

町内巡回バスにつきましては、離れた地域拠点同士を結ぶ役割を担っておりますので、令和5年3月に策定いたしました吉備中央町地域公共交通計画に基づきまして利用の状況等をモニタリングしながら、利用実態や地域住民、利用者の声などを把握し、ダイヤやルート等を適宜柔軟に見直すことで改善を図りながら運用していきたいと思っております。

また、現在の実証運行期間は令和6年3月末までとなっておりますので、本年11月の運行経路の見直し後の利用状況をしっかりと集計、分析をした上で、地域公共交通計画におきまして本格運行に向けた協議のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長から、今回の実証期間中、また今後の改正における動向も見ながら検討していくという回答、答弁をいただきました。全国の自治体の中で地域公共交通事業を見直す取組が進められており、その一つに地域交通の再生や活性化の手だてとしてコミュニティバス、私ども、この町でいうへそ8バス、巡回バスが注目されてきました。一般的に、巡回バスを運行すると、地域の利用者の利便性は向上し、地域再生につながると考えがちですが、利用者ニーズとの不具合により採算も合わず、やむなく運行継続を廃止した自治体も多いとのことでもあります。国交省が定めるコミュニティバスガイドラインの主たる目的は、交通空白地、不便地域の解消を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行するものと定義されています。

そこでお伺いをいたします。私たちの町の巡回バスは安定した運営で事業効果を上げるため、何のために導入し、運行するのかを明確に示されているのでしょうか、また主たる目的はどのようなものと定められてるのでしょうか。これまでの実績を踏まえ、お伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

先ほどからの回答と重なる部分はあるかと思いますが、町内を自力手段で移動できない町民の足となり、主立った主要路線を8の字に運行し、各地への移動が容易になるといった目的として始めたものです。現在は実証運行期間中でありますので、町民の利用実態や地域住民、利用者の声等をしっかり把握いたしまして、今後のダイヤあるいはルートの方を適宜柔軟に見直し、それぞれの改善を図っていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

今後の利用者の皆さんの声というものを大切に今後の改善に向けていくということでお話のほうを聞かせていただきました。

巡回バスに関し、最後の質問をさせていただきます。

町民の皆さんからは、例えば昔走っていた民間路線バスの廃止路線や集落人口が比較的多く、道路幅員のある地域をルートに加え、自分たちの地域も救ってほしいなどの意見も多くあります。交通不便地域の交通弱者に対する移動サービスとして今後より効果的に巡回バス事業を促進するためには、現状として最も負の要因と考えられる自宅から乗降場所への移動手段の確保が困難であることも踏まえ、適宜運行計画の修正や調整を行うことは必須と考えます。何より、地域の利用者ニーズに応え、より利用者の満足度を向上していくことが大切だと感じております。

令和3年度に実施したアンケート調査によると、巡回バスの利用目的では、町内観光や食事などが最も多く、36%、次いで買物35%、通院・乗り継ぎがそれぞれ13%と、昨年9月議会にて課長が答弁されております。このことから、巡回バスの運行計画として相互に競合するのではなく、例えばデマンド型乗合タクシーの運行は日常生活の足として平日運行に特化し、また一方では、土日、祝祭日は巡回バスを運行するなど、両者の利用目的や差別化を図ってはいかでしょうか。町内巡回バス事業は、開始当初から利用率の低さがネックとなり、今日多くの課題や問題点を抱えております。

そこでお伺いをいたします。当該事業、町内巡回バスの着地点はどこを目指しており、今後どのように進めていかれるお考えか、公共交通事業最後の質問として町長にお伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

公共交通についての巡回バスの着地点、難しい御質問でございます。

まずは、公共交通というものは、赤字運営じゃなくて、黒字運営にこしたことはないとも思っております。がしかし、時としては採算が合わなくても、生活インフラとしてしっかりと維持しなければならないものだと私は考えています。

町内の巡回バス、へそ8バスでございますが、これにつきましても町内に住む方がある程度主要道路まで出られれば、町内の主要なところに行くことができるというものです。もう一方では、県外から吉備中央町に来られる方にとりましても、ある程度便数は限られておりますが、乗り継ぎ等によってある種町内の主要な場所にも行くことができるという意味合いを持っております。そうしたことから、私は巡回バスにつきましては、生活する上で必須のインフラだと考えています。

ただ、一方で言われるとおり、事業を継続するに当たりましては、費用対効果も考えなくてははいけません。すぐさま黒字化すればいいんですけど、なかなかそうはいきません。しかしながら、存続するべきものと私は考えておりますので、今後とも利用者数をしっかり伸ばす、利用しやすい形態、議員が言われたいろいろな提案があります、それもいろいろなことを検討いたしまして、より利用しやすいものにすることが私は大事だろうと考えております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長から町民ニーズにしっかりと応え、また生活ツールの一つとして巡回バスは必要なんだという答弁をいただきました。しかしながら、なぜ利用率が少ないのかというのは、先ほど言いました。これは確たる負の要因だと思います。このあたりをどうにかしていかないと。また、町民がへそ8バスについては我々のために、私たちのために運用しておる

のかどうか、大きな道が前に通つとるけれども、うちのところは一遍も通ってくれんがなど、そういう意見も多々あります。こういったところ、言われるところはごもつともだと思います。先ほどお尋ねした内容も含め、町長に言うていただきましたけれども、そういったあたりも十二分に検討しながら、この事業を今後につなぐのであれば、それなりの効果というものを町民の皆さんにお示しできるだけのそういった形づくりを整えていただきたいと思います。

次に、大きく2点目として、米作り農家応援事業、ふるさと米対策について3点お伺いします。

町では、平成26年度から作付稲作農家の応援対策としてふるさと米対策に取り組んでおります。町内産のコシヒカリは全国に浸透し、米作り農家にとって厳しい農業経営存続の行方に直結し、最も主力支援事業として米作り農家の心強い支えとして今日に至っております。昨年の寄附額減少の状況と今後の推移に鑑み、次の3点についてお伺いいたします。

最初に、現在の寄附状況と対する分析、行政はどのように結果を受け止めておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、丸山節夫議員の御質問にお答えいたします。

米作り農家応援事業への寄附の受付状況でございますが、8月末時点で1万6,974件、6億7,445万9,000円のお申込みがあり、うち1万6,785件、6億6,760万6,000円の御寄附をいただいているところでございます。

寄附額の推移ですが、6月以降の寄附の月平均は2,203件、5,474万円となっており、昨年の同時期に比べ1,210件、2,030万円の増となっております。9月に入りましても寄附の受付状況は同程度で推移しておりますので、この状況が続けば、目標の寄附額に近づいていくのではないかと見込んでいるところでございます。

しかしながら、今後の寄附状況は未知数ですので、多くの方に御寄附いただきますよう、引き続き対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

8月末時点で1万6,974件、6億6,700万相当の寄附をいただいておりますという説明をいただきました。また、件数、現在の状況としましても、昨年度から比べて件数、金額とも増傾向ということをお聞きしました。目標の寄附額に近づいていくのではなかろうかとの説明とお聞きしております。

米作り農家の皆さんは、今年の作柄を心配される中で、当該ふるさと米制度の今後の行方をも心配されておられます。引き続きあらゆる対策を講ずると、課長から先ほど答弁をいただきましたが、実務を担う担当職員の皆さんは日々御苦勞が尽きないと察しております。何より元気で職務に専念いただきたいと願っております。

次に、本年度出荷数量決定の経緯と周知時期についてお伺いします。

昨年度は、反当たり5俵の出荷決定を受け、農家の皆さんは歓喜され、今後の明るい展望として米作りに対する新たな思いを持たれた方も多かったと感じております。しかしながら、令和3年度寄附状況、寄附額11億3,300万円に対し、昨年度は2億6,000万円余り減額したことや寄附の状況により、やむなく今年度は反当たり4俵へ減量されたと推測しております。

そこで、今年度の数量決定の経緯と係る農家への数量確定の周知時期が適正であったのか否か、これにつきましてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、御質問にお答えします。

出荷数量の決定の経緯でございますが、毎年2月に協働のまちづくり寄附金事業推進会議を開催し、次年度の方針を決定をさせていただいております。最終的な出荷数量につきましては、出荷希望数量の集計、営農計画書の作付面積の集計、また一番大きな要因となる寄附額の推移を考慮し、1反につき4俵までと決定をさせていただき、例年同様、7月下旬に出荷数量の交付決定を送らせていただき、周知をさせていただいたところでございます。

出荷農家の皆様におかれましては、指定の米袋の注文、ふるさと米の出荷数量、ふるさと米以外の出荷先の調整などがございますので、少しでも早くお知らせできますよう事務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長から説明をいただきました。出荷数量の決定というものは、数量にせよ、通達する時期というものは、事務処理上難しい問題があるかと思えます。説明をいただきまして、数量決定の経緯につきましては、農家の皆さんも理解されることだと思えます。

しかしながら、数量確定の通知時期につきましては、異論を持たれる農家の方もおられるかもしれません。今年度のふるさと出荷申込書では、大半の方が反5俵で申し込まれ、種子、苗の購入に始まり、新規需要米への取組や販売計画も立てられておったと思えます。

また、課長答弁のとおり、農協の出荷用の米袋、これの事前予約の期限を過ぎてからの交付決定通知ということになりました。初めて今年度の出荷数量が反4俵であることを知ったとの声も多く、今年度の交付決定の通知、周知の時期が問われる状況であったとも考えられます。

今後、出荷数量が前年度を下回る場合などに備え、ふるさと米出荷申込書にふるさと米出荷数量決定の根拠、流れを分かりやすく示し、農家の皆さんの理解につなげられたらと思えますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、御質問にお答えします。

多少分かりづらかったというような御意見も踏まえ、来年度も今年と同じ方針になるようでしたら、ふるさと米の最終的な出荷数量については寄附額に応じて変更になる場合がありますということについて、農家の皆様に分かりやすくお伝えできますように、記載内容でありますとか、記載内容の箇所なども工夫するように検討させていただきたいと思

ます。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

確かに今年度そうした農家の方が、わしは5俵で出したのに、なぜに4俵ならと、言うてくれる時期が遅過ぎるがなというようなことが実際にあったわけでありますので、先ほど課長が申されたように、今年度からそういった意味での対応をしっかりと進めていただきたいと思います。

米作り農家応援事業の3つ目、最後の質問として、寄附額低下に対する今後の対策と現状を踏まえ、米作り農家の皆さんに対する町長の思いについてお伺いをいたします。

最初に、寄附額低下に対する今後の対策、品質管理体制を含め、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、お答えをさせていただきます。

前年度の寄附額の低下の理由につきましては、新型コロナウイルスの影響により収入が下がったことによる寄附額の減少や物価高騰の影響によりティッシュペーパーやベビー用品など、より生活に身近な返礼品への寄附の増加、また低い寄附額でより多くの量のお米を返礼する寄附の増加、またふるさと納税制度により取り組む自治体が増えたことなどが要因ではないかというふうに考えております。

その対策としましては、寄附の受付は町の特設サイトとふるさと納税専門ポータルサイトのふるさとチョイスを活用しておりましたが、新たにふるなび、楽天ふるさと納税の2つのサイトを追加いたしました。また、そのポータルサイトの受付を通常より早めに開始するとともに、受付サイト上の広告の工夫やリピーターへの寄附募集のチラシの送付、各種イベントでのふるさと米のPRを積極的に行なっております。

ふるさと米の品質管理につきましては、JAの倉庫で保管しておりますが、室内が10度で保たれる低温倉庫で保管しております。精米業者においても、引き取った後、低温倉庫で保管され、必要な量のみ精米しており、併せて大型の精米機により異物が混入し

ないように品質管理されております。

また、3月定例議会で答弁させていただきましたが、苗の取り違えや刈取り以降の他品種の混入防止等を目的として、本年度から無作為抽出により専門機関による品種銘柄検査を受検させていただくこととさせていただいております。

今後もJAや精米業者等と連携を密にし、安全でおいしいお米を提供できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

低下した理由といたしましては、コロナ禍の影響あるいはまた物価の高騰、また生活に密着したものを皆さんが望まれたというようなものが低下の要因という説明でもありました。担当課長から詳しい情報伝達であるとか、また受付についての対策として、主にはサイトを活用したPRに努めるとの答弁をいただきました。今日、ふるさと納税のサイトでは、ほとんどの自治体の特典となる特産物を全面に押し出しております。いかに目を引く華やかな特産品を用意し、見栄えのよい写真掲載などが大事かと見てとれます。まさに特典合戦の時代となっている気がしております。町の特典の充実を図り、工夫することで利用者を増やすことに町民の皆さんの声も聞きながら知恵を出していきたいものと考えております。

品質管理についてお伺いをいたします。JA低温倉庫やパールライスでの精米状況など、現場への立入検査や工程管理はどのように実施されているのか、また委託契約書に検査基準の項目は示されているのか、現状をお伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

出荷、保管を行なっているJA、また精米を行なっている全農パールライスとの契約では、具体的な検査基準項目の記載等はありませんが、JAについては所定の管理マニュアル、また全農パールライスにおいては食品の安全確保の国際標準

であるHACCP手法に基づいた精米HACCP認定工場でありますので、それらの基準に沿った管理を行なっているところでございます。

その体制や工程管理の確認につきましては、年に1回程度、担当課長、また担当者による立入検査を行なっており、目視による確認や聞き取りを実施しているところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

米作り農家の皆さんが精魂込めて作られたふるさと米が農協保管、全農パールライスの精米を経て寄附者の皆さんの手元に届く一連の流れの中で、品質管理に伴う検査体制はおいしいお米を届けるための重要な役割と考えます。先ほど課長が申されました、品種銘柄検査というものを今年度から実施しておる。まさに皆さんにおいしいお米を食べていただくという中には、きちっとしたコシヒカリであるということ、さらにはおいしいお米ということにもなるかと思いますが、こういった取組も大切なことで、効果的な対策であるというようにも今受け止めさせていただいたところでもあります。

また、適正な検査体制というものは、品質管理の徹底という面からいたしましても、重要であろうかと思えます。今後に至りましても、こういった検査体制または品質管理、JA等のそういった検査、品質管理の結果等も十二分に確認しながら、チェックしながら安心・安全なお米をお送りできるようにということで努めていただきたいと思います。

今後の対応の一つとして、高温障害対策について町長にお伺いをいたします。

令和元年9月議会で高温障害に強く、食味数値の高いきぬむすめのブランド化に対する質問の答弁として、町長は、現在コシヒカリが根づいている中で、きぬむすめがコシヒカリよりも作りやすく、食味もよく、高価格であれば推奨することは大変よい方向性だと思っていると話されています。近年の気候変動によって登熟時の高温化がさらに進むおそれがあり、今年の作柄への影響も心配されております。現在の主力品目であるコシヒカリも品質低下や収量減が予測され、このことはふるさと米のみならず、町の米作り農業にとって高温障害に強い品種への移行、高温障害対策に取り組むべき、必要なときだと考えます。この点について町長のお考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

通告にない質問で、今の私の考えを少し言わせていただきます。

これにつきましては、確かに高温障害等々、これから特にまた問題になるだろうと思います。今、コシヒカリをやっております。それを変えるとか、増やすとかということにつきましては、一気にやったら誤解とか、またいろいろと迷い等も出てきますので、しっかりと協議会の中でこれは検討していきたいと思います。

そして、先ほど農家への思いとかということも議員は言われて、また質問にもあろうかと思えます。これを少し言いますと、米作り農家応援事業、ふるさと米でございしますが、実は平成26年度から実施をいたしまして、本年で10年目を迎えました。意義ある事業だと思っております。この事業、過去9年間の寄附額の累計は何と約63億円、そして基金積立金の累計は20億円となっております。町にとりましても、大きな財源となっております。出荷された農家数は、当初240軒程度でございました。今は667軒という農家の方がおいしいお米を作って、ふるさと米を出していただいております。ただただ感謝するのみでございます。

その中で米価低迷中の今でございします。いささかでもふるさと米が米作り農家の方々の応援ができていんじゃないかと考えております。また、農機具の購入助成、そして大型特殊免許の助成等々、これは他の自治体にはない吉備中央町独自の助成制度でございします。これが実施できますのも、ふるさと納税のおかげでございします。特に農機具購入助成につきましては、平成30年から令和4年、この5年間で675件の助成をさせていただきました。1億890万円の額となっております。喜ばれておるといような声も聞いておりますので、これを今年度からさらに5年間新たに延長することといたしております。今年度も多くの方が申請をされております。

昨年度は若干寄附額が減少いたしました。これは、先ほど担当が言ったとおりいろんな要因があると思います。ただ一つ、吉備中央町の取り柄は、リピーターが多いということとでございします。そのリピーターの方にしっかりとこれからいろいろと町のほうに御理解を賜って納税をしていただく、このことが大きな継続になると思っております。今後も動向や傾向をしっかりと注視いたしまして、ふるさと納税を伸ばすように努力をしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

高温障害に対する品種の改良と移行等につきましては、協議会等を通じて今後十二分に調査、検討していくということであります。現に、今年あたりも36度、7度というような高温が続きました。当然、米作りにも影響すると思います。する、しないは別にして、取りあえず行政サイドとしてこの町にどういった品種が適合するのかというあたりは、事前に町長が言われたように、繰り返しになりますけれども、十分な調査研究というものを提供していただきたいと思っております。

それから、町長の思いというものは、本来これから最後の質問として町長にお伺いする予定でありましたけれども、早速に答弁をいただきましたので、それについての私の感想をお伝えしたいと思います。

町長が言われましたように、平成26年度から米作り対策に直結したこの事業、町長の決断により事業化され、今日に至り、そして町長が申されましたように、多くの効果を生んでおります。農家の方々が、先ほど申された農機具購入助成等も含めてありがたい、それから今の米取引価格からしましても、高い値段で農家のほうは収入を得ることができ、このことは喜んでおられるもつともなところであろうかと思っております。本事業は、町長の肝煎りの農業施策であります。この事業が町の農業振興の根幹として成り立ち、また引き続き農家の支えとなりますように、町長には今後におきましても全力で取り組んでいただきたい、このことを強くお願い申し上げたいと思っております。

最後に、大きく3点目、普通財産管理、学校・園の活用方針について2点お伺いします。

最初に、旧竹荘中学校施設活用に対する現在の状況、運用方針についてお伺いをします。

株式会社D&Tファームの撤退に伴い、その後の行政の取組としては、地元自治会への説明会を主体として地元の意見を尊重しながら地域のにぎわいの場として検討していくとの考えを昨年9月定例会で課長答弁されております。その後、皆さんの声をいかに尊重され、行政施策としての実現を目指されているのか、現在の状況と運用方針についてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、5番、丸山節夫議員の御質問についてお答えいたします。

旧竹荘中学校の跡地活用につきましては、現在、複数の選択肢を持って検討を進めているところでございます。

1つ目として、既存の建物を残しつつ、人が集うコミュニティの場と居住と宿泊ができる複合型施設として活用する案でございます。全国の成功事例及び優良事例を参考としながら、居住スペースとして活用するほか、地域住民はもとより、町外の方も利用できる飲食可能な宿泊施設等として活用する案です。民間事業者が有するノウハウを生かすためにも、公募型プロポーザル方式により募集を考えております。

2つ目として、既存の建物を残しつつ、居住スペースとして活用する案です。地域住民からの要望にもあったように、単身及びファミリー層向けの集合住宅として活用する案です。行政コストの低減及び質の高いサービスの提供を図るため、PFI方式の採用を考えております。

いずれの活用案もそれぞれメリット、デメリットはありますが、まずは今年度中に1つ目の案である公募型プロポーザルにより募集を図りつつ、居住に目を向けた施策を展開していきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

現在の状況なり、今後の方針ということで、課長から答弁いただきました。2つ計画と申しますか、案を持たれておると。1つは複合型施設としての取組、またもう一つは既存の建物を残しながら、それを居住スペースとして活用するというようなところも聞きました。いずれにいたしましても、今年度中からものが具体的に動いていくということになるかと思えます。

1点、これまでの経緯といたしましても、地域住民の方々との協議がなされておろうかと思えます。そういったあたりを十二分に考慮しながら進めていただければと思えますので、お願いしたいと思えます。

私は、母校である旧竹荘中学校が、町長もそうだと思いますけれども、日々、次第と傷

んでいく様子、これを見たときに、むなしさや寂しさを感じることがあります。平成26年3月の閉校以来、日を追うごとにこの思いは地域住民の皆さんはもとより、目を通された方々の多くは強く感じておられることだと思います。私は、これまでの利活用や地元協議の経緯を踏まえ、学校跡地を軸としたコミュニティハウスや公園、運動広場、町営住宅など、総合的な整備を行うことで町や地域の活性化につなげてはどうかと考えております。先ほど課長のほうからも説明をいただきましたが、このことは竹荘中学校、役場にも隣接しております。また、旧町時代でいいますと、栄えた新町地区内にも位置しております。小さな拠点づくりという意味合いの観点からいたしましても、これまでの経緯を踏まえ、一体的総合整備の必要を強く感じておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

竹荘中学校におきまして、ほかにもあるんですけど、中学校におきましては同じような思いを持っております。また、地域の方とも何回もお話をさせていただきました。地域の方も同じように、人が集って、何かここでぎわえばというような思いを持たれてますので、その趣旨に乗った方向性で活用をしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長自身といたしましても、地域、自治会と再三協議をなされておられると思います。地元からの要望も十二分にお聞きになられておると思います。そういったあたりも十二分に聞き踏まえながら進めていただきたいと思っております。

先ほど申しあげました一体的総合整備というのが、あの手、この手と、今まで中学校、二転三転しましたけれども、最終着地点としては、それも一つの案であるのかなと考えまして、先ほど提案させていただいたところです。

しかしながら、最も考えておかななくてはならないのは、財源確保となります。大きな莫大な予算が必要になろうかと思っております。一例といたしまして、財源確保についてでありますけれども、国では、令和8年度までの事業として公共施設等適正管理推進事業を実施し

ております。起債の充当率は90%、交付税措置の対象範囲も設けられております。突発的な提案をいたしました。総合的整備について町長も検討いただけるとは思いますが、今後につないでいただきたいと思っております。

最後に、2点目として廃校となる町内小学校、また園施設の活用は現在どのような方向で考えておられるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

廃校の利活用は、全国的にも進んでおり、社会教育施設、文化施設、医療施設などをはじめ、観光施設や宿泊施設といった様々な用途として使われている事例がございます。本町の廃校活用の方針といたしましては、学校を学び舎として過ごされ、卒業生でもある地域住民の皆様の意向を尊重しながら活用策の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

お聞きしたところでありますが、全国の自治体では国交省が取り組んでおられる空き家再生等推進事業などを活用されまして、学校・園の再生活用に取り組まれている事例も多くあります。今後、廃校、廃園後の取組とはなりますが、長期ビジョンを定め、より具体、計画性を持った取組を願っております。これにつきましてはいかがお考えでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

お答えします。

今、質問いただきました。いろんな補助事業、国等のそういうふうな交付金の活用も当然考えながら計画のほうを進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

いろいろ計画なり検討の余地はあろうかと思いますが、できますれば、一考いただければと思います。よろしく願いいたします。

一般質問の終わりに、特に町長、副町長にお聞き入れいただきたいと思います。

先頃より庁舎内で職員の皆さんの様子をお見受けしますけれども、時としてその姿に疲れなのか、元気のなさというものを感じたことがあります。本来、誰でも明るく楽しく仕事ができるということがベストではありますが、職員の皆さんも不調の折もあろうかと思えます。町長、副町長には、しっかりと職員の皆さんへの配慮や相談、思いやりを持って今以上に日々の職員管理に努めていただきますことを強く希望しております。このことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで丸山節夫君の一般質問を終わります。

順次、発言を許します。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、議長の指名を受けましたので、質問いたします。9番、成田賢一です。

私、今回、まず1つ目、NHKの報道を受けての町長の説明責任、そして2つ目は地方公共団体としての在り方を町に顧問がいらっしゃいますので、町とその顧問の方が所属している企業との癒着と見えるような関係性、また執行部と一部議員との癒着に見えるような関係性をお伺いいたします。

まず、NHKの報道を受けて。

8月21日にNHKにて吉備中央町に関する報道がありました。タイトルは「3年間指名なし、吉備中央町の土木業者が町を提訴」という内容です。NHKのウェブサイトによりますと、町内の土木業者が町が発注する工事の指名競争入札で合理的な理由がないのに3年間にわたって指名を受けられず、入札に参加できなかったとして町に損害賠償を求め訴えを岡山地方裁判所に起こしたことが分かりましたとあります。

報道以降、町長はこの件について町民の方々に対してコメントを出しておりません。町民の代表である議員に対しても、一部の委員会では町長から説明があったと聞きました

が、少なくとも本日、9月14日までに私は自身が所属している委員会など公式の場で町長から説明を受けていません。

そこで、町長の説明責任を問いたいと思います。

まず、冒頭、確認なんですが、町長、役場内の課長など職員の方々に対して今回の報道について何か説明はしておりますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

本件に関しましては、担当課と幹部での情報共有でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私の感覚からすれば、ここにいらっしゃる全ての課長にはお伝えすべきじゃないかなと思うんですけども、執行部の仲間である課長にお伝えしていない理由を教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

通告での説明責任を併せて言わせていただきます。よろしいですか。

（9番、「一問一答なので、今、一問してます。」の声）

私は、このようなことはまだ確定していないことであり、また情報的に全てに共有する時期ではないと、関係課、それから幹部でその情報を吟味し、対応を取るというのが適切であったと思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

そうですかね。これだけNHKに報道されて、まだ執行部のトップである首長、町長から説明を受けていない課長がいらっしゃるということ、私一人の町民として残念に思いま

す。

では、町長、なぜ議会、議員全員に対して説明責任を果たさないのか。議会に対しての説明はどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員が言われる説明責任、これは行政の透明性と町民の信頼性を確保するためには、重要であると認識はしております。このたびの件につきましては、原告から突然に訴状が裁判所に出され、そして呼出し状と答弁書、催告状が届き、実のところ、驚いているところでございます。

このような訴訟には、機密性やプライバシーの問題が関わることもあり、特に個人情報や機密情報が含まれる場合など、公開できない場合もございます。そして、訴訟は法的な手続であり、法廷での審理や判決に従う必要がございます。そのため、訴訟中や判決が出るまでは詳細な情報を提供することが難しいと思います。

また、訴訟に関する情報は、適切なタイミングで提供されるべきであり、訴状が届いたばかりで情報が不確定な場合や訴訟の結果が出ていない場合等々は、誤解や混乱を招く場合がございます。そのようなことで判断をしました。御理解ください。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

今のは裁判の流れを説明しただけであって、私が言ってるのは、一部の委員会の議員の方々には説明があったと聞きました。しかし、私が所属している委員会など公式な場では町長は説明をしていません。なぜ一部の委員会では説明をし、ほかのその委員会に所属していない議員はその説明が聞けないのか、これおかしくないですかね。町長、おかしくないですか、これ。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

多分、議員は議会運営委員会のことを言われているんだろうと思います。その場でこちらの議員の方から、この案件につきまして問合せが議会運営委員会の中でございました。その限られた議員の中で出せる情報のみを提出させていただいたところです。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

であれば、今出せる情報を議員全員に説明をするという責任があると思うんですが、そうは町長は思わないということによろしいですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議長等々の判断の下に、委員会等々で議会運営委員会で報告した事項についての依頼があれば、当然させていただきます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

今、今後の対応を検討しているのかどうかなんですが、これ、裁判になるんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

弁護士のほうにお願いしていますので、そこでまた裁判所のほうに掛け合ったときに裁判所がどのような判断をされるか、今時点では分かりません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私、なぜここの説明責任に強い思いがあるかといいますと、仮に裁判になった場合、そして仮に裁判に負けて損害賠償を支払わなければならなくなった場合、そのお金は町費、

税金ですよ。町長のお金じゃないですよ、町長。税金です。町民の方々が一生懸命納めている税金です。ですので、私はその税金を納めている町民の方々に対して、今この現状で発信できる範囲内でも説明責任があると思っております。実際、町民の方からあの報道は何だろうか、また町長はどう思っているのか、町長さんの口から思いを聞きたいという御年配の方がたくさんいらっしゃるんです。町長、自らこの件に対して、今私は説明するべきだと思います。どうお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先ほど述べさせていただいたとおりでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

先ほど述べましたのは、議員に対してなんじゃないですかね。町民の方々に対してはどう思われますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員は町民の代表でしょう。その議員の方に対して説明するのが筋と私は思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

おっしゃるとおり、議員は町民の方々の代表です。だからこそ、今発信できる範囲を議員全員に説明するというのが非常に大切ではないですかね。私はそう思います。

さて、今回の報道、入札に関することですので、若干入札に関して質問いたします。

地方自治法施行令第167条において、指名競争入札に付することができる場合は3つに絞っております。しかし、町では入札が行われる発注の土木建設工事、指名競争入札がほぼ100%です。なぜ町は積極的に一般競争入札を導入しないのか。こちらは、町の町建

設工事請負契約指名競争入札指名に関する規定において、建設工事入札指名委員会の委員長が副町長になってますので、副町長に答えていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

指名委員会の役割をもう少し調べていただきたいと思います。指名委員会で決定をしておるわけではございません。選別をしておるわけではございません。

○議長（難波武志君）

今の点は通告書にないようですが。

○9番（成田賢一君）

入札に関する事報道ですので、確認をしている。

○議長（難波武志君）

通告書にあるものでお願いします。

○9番（成田賢一君）

あるものでですか。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

確かに指名委員会は委員長は副町長で、町長からそういうのがあれば検討するという順番ですね。町長にこの件は次回以降にお伺いできたらと思います。

では、ここからは町と企業との癒着に見える関係性を町の顧問の存在から質問をいたします。

なぜ町と特定の企業との癒着について考えるようになったのか。これはデジタル事業そのものが町民の方々のほうを向いていない、企業のほうを向いているんじゃないかなということをお自身がいろいろな町民の方々とお会いする中で感じているからです。つまり、行政主導ではなく、企業主導で事業が動いているのではないかということです。

吉備中央町では、顧問設置規則に基づきまして、昨年4月1日付で橋本幸夫氏と那須保友氏がこの町の顧問に就任しております。橋本氏はシステムズナカシマ、那須氏は岡山大学にそれぞれ所属しており、町デジタル田園事業において主導的な役割を務めています。

6月議会の一般質問で私が顧問はどういった方か、ホームページや広報紙で広報すべきだと質問し、町長はホームページ、広報紙等に載せるべき案件をまだ載せてないので、今後広く載せていきたいと答弁をしました。

しかし、これは6月議会、それからもう3か月がたちます。いまだに公開がされていません。なぜ公開しないのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

9番、成田賢一議員の御質問についてお答えいたします。

いまだ公開できていないことに対しましては、おわびを申し上げます。顧問と同様にフェローを委嘱しておりまして、顧問とフェローを同じ時期に町公式ホームページ等へ掲載するため準備を進めておりましたが、フェローの方から掲載の承諾がいただけてないということがございますので、近日中に顧問の方だけでも掲載をさせていただこうかと思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

6月議会定例会一般質問で顧問の2人が町政に識見を有するとはどういったことをもって判断されたのかということ町長に質問しました。

町長、1人ずつ私質問いたします。

まず、那須氏につきましては、町長答弁、医学的見地が高く、岡山大学の経営者としての能力もある、地方創生という観点から貴重な意見を賜っているという答弁でした。まず、この那須氏から地方創生という観点から貴重な意見を賜っているとの答弁であったんですが、具体的にどのような意見を受け、それが町政に対してどう影響しているのか説明をしてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

顧問の方につきましては、特定の分野や専門知識を持った人物でございます。また、町政に関する問題や課題に対しまして様々な助言、指導をいただいております。

具体的な内容につきましては、先ほど述べたような誰しも知ってるようなこともございますし、しかしながらそれ以上いろんなことで、特定した個人のことでもございますので、プライバシーとか、また個人情報の保護とかそれぞれに留意すべきことがございます。私は、今回はこのあたりは全体皆さん知ってることだろうと思って言わせていただきました。個々の内容等につきましては、また特定した個人の評価に関することでもございますので、私は控えるべきだと思っております。様々なことから同氏につきましては識見があると思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、橋本氏から貴重なまちづくりの提案、提言をいただいているということにつきましては、具体的にどういう提言を受けて、どういう町政に対して影響を与えているのかということは具体的には説明していただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

橋本氏におきましても、特区のアーキテクトとしていろんな様々な情報提供をいただいております、我々が持ってない情報提供。そしてまた、様々な識見を有しておられますので、いただいております。そのことが我々が気づかなかった事業等とも気づかせていただきました。そのようなことで、いい識見を持った方だと私は思います。

○議長（難波武志君）

一般質問の途中ですが、ただいまから10時55分まで休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

町長から、橋本氏から情報提供をいただいたり、我々が気がつかない事業も行われるようになったとか、そういう答弁をいただきましたけれども。具体的に町の事業において、この提言、提案によって何が行われているのか説明していただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先ほど言いましたとおり、同氏からはいろいろな提言をいただきまして、今の新たな特区事業等々に反映させていただいております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

6月の議会一般質問で町長は民間企業にいる方々は営利は別にして、心底頼まれたまちづくりをしていただけるものと確信をしていると答弁しました。何をもちて確信しているのか、具体的な説明を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

1点、この答弁の前に、先ほど確信があられるのかどうか分かりませんが、両氏に対しまして我々はお世話になっております。その両氏に対しまして癒着というような言葉が使われた点につきましては、訂正をしていただければと思います。

そうした上で、何をもちて確信をしているのかということですが、確信は字のごとく固く信じることですが、その上で信頼とは、その人物の過去の行動や経歴、専門的知識、信頼できる情報源からの情報などによって構築されます。そのようなことから、私は確信を持った次第でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

この顧問は、公の役職ということでよろしいでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

公でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

今、公のポストにあるのがこの顧問ということで、今答弁をいただきました。町長は、心底営利は別にしてまちづくりをしていただけるものと確信をしていると思っても、相手は営利は別にして私たちやりますと思っていない可能性もあります。顧問の方自身、今月のSNSでこのような文章がありました。東京から岡山に軸足を移して自治体向けビジネスをメインに行なっていると記載がされてあったんです。顧問自らが自治体向けビジネスを行なっていると記載して公表している以上、町長の思いとは反対ではないでしょうか。町長はどのように顧問の方々に対して営利を別にしてまちづくりに取り組んでほしいという思いをお伝えし、相手はどのようにそれを受け取ったのか、その思いをどのようにお伝えして、どう確かめたのか。具体的な説明を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

顧問につきましては、事業のアーキテクトとしてお世話になっております。そうした意味で、先ほどいいましたとおり、いろんな要件が構築材料として、それで私の思いとしては確信を持ったと。これは、よく多分議員も御存じのとおり、内心の自由ですよね、ある種。要は憲法第11条にある基本的人権の中の項目で特に大事な第19条ですか、思想及び良心の自由を指す言葉なんですけど、私はそのようにしっかりと思いました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私の質問は、相手の方に対して営利を別にしたまちづくりをしてくださいということはどう確認したかということなんですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

両アーキテクトといろんな話をする中で、本期吉備中央町で行われた特区事業に対して思いを持ってしっかりと携わっていただいております。そのようなことを鑑みて私は確信をさせていただきました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

かみ合っていないみたいなんですけど。私は、顧問の方々に町長の思いをどう伝えて、向こうの意思をどう確認したんですかということなんですけども。町長の思いも分かるんです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

アーキテクト、顧問と話すときに、そのような具体的なビジネス、お金をあなたは求めないですねとか、そういうような話はやりません。ただ、真摯にこの事業にお互いに向き合って進める中の会話の中で、しっかりとその思いを確信をいたしました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

なぜこれを聞いたかといいますと、次の質問、利益相反の懸念ということで質問します。

地方公共団体の顧問が所属する企業、法人が、当該自治体から事業などを受託する場合、利益相反の懸念が生じます。利益相反というものは何かというと、個人や組織が複数

の異なる役割や利益を持つことにより、公平さや透明性が失われて公共の利益に影響を及ぼす可能性がある状況を指します。この顧問の2人が所属する法人は、デジタル田園事業において多額の交付金を受け取っております。那須氏が学長を務める岡山大学は本年度約6,000万円、橋本氏が所属するシステムズナカシマとそのグループ会社は昨年度約2億8,000万円、本年度は約1億7,000万円です。昨年度のデジタル事業交付金のうち、58%がシステムズナカシマに支払われております。本年度の交付金のうち54%が、顧問の方々が関わっております岡山大学とシステムズナカシマに支払われております。

このような状況、デジタル事業予算の半数以上を顧問の方々が関わっている法人が受け取っている現在の状況では、利益相反の懸念が生じているのではないのでしょうか。具体的な説明を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、御質問についてお答えいたします。

利益相反ではないかとの御質問ですが、デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定は、町及び町デジタル田園都市推進協議会が行うものであります。顧問は交付決定主体ではないため、利益相反の問題は生じ得ないものと考えております。

なお、今年度に岡山大学に交付決定した額は約2,400万円であること、またLLPの中で業務分担に応じて配分が行われていると聞いておりますので、御質問の金額がそのまま当該法人に行き渡っているわけではないことを申し添えておきます。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

決定するところに顧問が関わっていないということなんですかね。じゃあ、公のポストに町の顧問の方がいて、その顧問の方々が推進協議会でアーキテクトという役職にいて、この方々が関わっている企業が受け取っている側にもいる、これ、利益相反の懸念が生じるんじゃないですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

この交付決定等につきましては、先ほど申し上げました町デジタル田園都市推進協議会の総会におきまして会員の方の承認をいただいて議決をしているということになりますので、そこについてはその方だけの意見で決定するというものではなくて、広く会員の方の議決権によって事業の決定がされているというふうにこちらは考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

利益相反じゃないということですね。

ほかの自治体を見てみましたら、実際にほかの自治体でも顧問の方が所属している企業が事業を受託しているという例はあります。

では、どのようなことをして利益相反を防止しているのかということなんですけども、吉備中央町としては利益相反を防止するために何か取っている方法はございますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

対策といいますか、当然透明性のある意思決定、プロセスは確立が必要だと思っております。公平かつ公正な政策や事業の実施に心がけているところではございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

そこに行政がうまく主導的に入れば、より町民の方々に寄り添った事業ができるんじゃないですかね。

ちなみに、ほかの自治体が取っている利益相反を防止するための方法、例えば利益相反行為の禁止規定を明確化する、そして利益相反行為の防止対策に関する研修を実施する、そのほか企業と接触した記録をきちんと残しておくということです。

地方自治体レベルでは、ほかの自治体、吉備中央町の周辺では美咲町や総社市には職員の倫理規程があります。吉備中央町には、職員倫理規程がありません。服務規程の中でも定められていません。

倫理規程とは何か。これは、自治体の職員が公共の利益と個人的な利益との間で利益相反が生じないようにするために設けられているものです。町では、デジタル田園事業、そして今後様々な企業と関わりが増えてくると予測がされます。利益相反の防止、機密情報の保護、職員の公務への責任、そして今企画課長がおっしゃいましたプロセスの透明性の確保、何よりも公平公正な行政運営のためにも、吉備中央町に職員倫理規程を設けるべきだと思います。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

9番、成田議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃられますとおり、他の自治体におきましては職員の倫理規程があることは承知しております。

現在、吉備中央町におきましては、公益財団法人岡山市町村振興協会の主催によります新規採用職員による初任者研修であったり、全職員を対象とした公務員倫理研修等のほうを通じて倫理観の向上に努めておりますが、吉備中央町職員の倫理規程を設けるかどうかにつきましては、まだ設けておりません。今後、必要であれば検討してまいります。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私は、必要だと思います。

では、ここから執行部と一部議員との特別な関係性について、私がそう見えるということで、全てのこの言葉の責任は私が負います。

議員と執行部は、地方政治、そして地方自治法において、二元代表制の下、議事機関、

そして執行機関と、独立した存在です。令和5年6月2日に開かれたデジタル化委員会で副町長が、議員さんも戦力を使うて補助金を持ってきてほしいんです、いろんな補助金があるので一緒にと発言されました。

6月議会、同僚議員の質問に対しても、政治力を持っておられるのは議員の皆さんですので、ぜひ議員の皆さんも政治力を生かしてこれを前に進める、それをしてほしいとの発言がありました。

議員の権限と義務を議員必携、そして地方自治法などから読み解いたり、先輩議員、吉備中央町のみならず、様々な県議会議員、市議会議員等にお聞きしましたが、議員が執行部に対し補助金を持ってくることは、本来議員の仕事ではありません。議員が執行部に入り込むことを容認している発言であれば、二元代表制の在り方から不適切ではないかと考えています。この発言の意図するところの具体的な説明を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

成田議員の議会と執行部につきましてお答えを申し上げます。

議会と執行部の関係につきましては、法理論といたしましては、議員おっしゃるとおりであると認識をいたしております。

ただ、当日の議論の流れを思い出していただきますと、二元代表制云々という協議ではありませんで、デジタル事業を円滑に推進するための会議でございました。その中で、執行部としては財源の確保は極めて重要な課題でありまして、議員の皆さんにもぜひ御協力をいただきたいという趣旨で発言をしたはずでございます。特に新しい事業の円滑な推進のためには、他に先んじて有利な制度等をいかに早くキャッチするか、これが重要であります。そのためには、それぞれの立場や経験に基づいた人脈が大切であります。

しかし、これはいつも申し上げておりますが、私ども事務方の人脈というのは事務的なネットワーク程度でございまして、それに比べまして議員の皆さんは、日頃の議員活動といたしますか、政治活動等を通じた幅広い圧倒的な人脈をお持ちであります。そこで、立場は違いますものの、お互いに町民の皆さんの幸せを実現するという目標は同じでございますので、人脈等を生かして、先ほど丸山議員から学校の整備についての補助金のことを御提案いただきましたが、そのようにいろいろな補助金の情報の御提供を含め御協力をお願い

いしたいという趣旨で発言をしたものでございます。

このことは、私が発言した後に他の議員からも御理解がいただける発言があったと記憶をいたしております。それ以上でもそれ以下でもなく、もし私の言葉が足りずに誤解を招いたのであれば、おわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

じゃあ、副町長、今までに吉備中央町、最近でいいんですけども、議員が補助金を持ってきた事業はあるんですかね。教えていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

いろいろ関わりをいただいた議員さんがおられますので、個人情報になりますので一々はいませんが、確かにございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

事業の内容を教えてくださいませんか、個人情報ではなく。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

事業を言いますと特定をされますし、補助事業がどうこうということもありますし、事業の道筋をつけていただく、先ほど等というのを申し上げたと思います。補助金をどうこうだけじゃなしに、一定のところの道筋をつけていただいて、そこから先は執行権の話だから執行部のほうでやってくれよと、そういうことはたくさんございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

じゃあ、議員が補助金を持ってきて執行部を助けることによって、幾つかの懸念が生じます。どういったことが懸念として考えられますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

今までにはそういう経験がございませんので、答弁のしようがございません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

これは経験論ではなくて、議員が執行部を助けることによってどういう懸念が生じる可能性がありますかという質問なんですけれども、何か思い当たる懸念、問題点、こういうことが課題になるかもとか、そういったことって何かございませんかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

先ほども申し上げましたように、執行部、執行するほうにもある程度限界がございます。それから、議会の皆さん方にも、先ほど議員が言われたような限界がございます。しかし、お互いが力を合わせる、1と1が、力を合わせますと2じゃなしに3になることはたくさんございます。そういう意味では、いいことに使っていくと、お互いが協力し合う、これは大事なことだと私は思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私の質問は、議員が補助金を持ってくる、執行部を助けることによってどういう懸念が生じると思いますかという質問だったんです。答えていただけないんですが、例えば議員の私利私欲を優先した補助金の分配が行われる可能性、補助金の不正使用、不透明化につながる可能性、そして議員と執行部の癒着が進む可能性、そういったことが考えられるん

ですね。ですから、地方自治法上、議員、議会は執行部の監督責任、監督機関だと定められているわけですから、私は今副町長がおっしゃること、気持ちレベルでは分かるんですけども、それをこういう公の場で述べるということは問題じゃないかなと私は思います。

さて、昨年度と今年度、町長や副町長が東京に出張する際、一部の議員が同行し、その出張費が、私が調べたところ、不適切なのではないかということ进行调查しました。これら出張に関して、復命書と呼ばれる報告書も役場内に存在していません。

そこで、まず職員の旅費に関する条例などから次の質問に入ります。

町職員の旅費に関する条例です。こちら、令和5年3月23日に全部改正されました。改正前と改正後について、旅費の支給対象となる者は異なっています。改正前は、職員、そして遺族のみ、改正後は職員と町の求めに応じて同伴する者となっております。なぜ全部改正が必要となったのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

9番、成田議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和4年度におきまして、内閣府及び岡山県との職員派遣についての要望を行いまし、令和5年度から職員派遣の決定のほうをいただきました。それに当たりまして、改正前の吉備中央町職員の旅費に関する条例に定めてなかった旅費、具体的には移転料であったり着後手当及び扶養親族移転料などを加えるとともに、職員以外の者が町の機関の求めに応じて公務の遂行を補助するために旅行した場合の旅費の支出が行えるように改定したものでございます。

全部改正によることにしましたことにつきましては、改正箇所が多岐にわたるため、条例の全てを改正したものでございます。

なお、改正に当たりましては、国家公務員等の旅費の支給に関する法律並びに他の市町の旅費に関する条例のほうの規定文のほうを参考としたものです。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、確認します。令和5年3月23日から改正された職員の旅費に関する条例で、町の求めに応じて同伴する者も支給対象なんですが、町の求めに応じて議員が同伴した場合は、議員も対象に含まれますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

そのように理解しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

今、新しい条例、ありますか、手元に。課長、ありますね。第2条、用語の意義というところを読んでいただきたいんですが、この条例において出張の用語の意義、職員が公務のために勤務場所を離れて旅行するまたは職員以外の者が公務のために旅行するとあるんですね。これ、議員が含まれますと、執行部の公務を議員が兼任することになるんですけども、これ、地方自治法上、兼職並びに兼業の禁止が定められておりますが、これはいいんですかね。私、問題だと思うんですけど。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

執行部としては、可能であるというふうに認識しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

一定の手続、議会の議決を得たり、別に委嘱状をもらった議員の方が別の委員会の委員とか様々な立場で行くなら、私は問題ないと思います。しかし、議員という立場だと、幾ら私人だといっても、私は成立しないと思います。なぜなら、吉備中央町職員の旅費に関する条例は地方公務員法第24条第5項の規定に基づいています。第24条第5項、何が

書かれているかといいますと、地方公務員に対して支給する旅費の支給基準を定めたものだからです。議員は地方公務員ではありません。したがって、もしもこれにのっとった形で議員に旅費が出ていたら、違法ということになると思うんですが、私のその解釈は、総務課長、一致してますかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

我々執行部としては、議員の方にも必要であれば町の執行部のほうに御協力願いたいという意味もありまして、違反ではないと認識はしております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

なぜ、これを言ったかといいますと、昨年度、ある議員の方が、こちらの名前は分からないんですけども、議員の方が執行部と一緒に東京に出張に行っているんです。昨年度、私、議会事務局を通じて議員の公務における県外出張を一覧で出させていただきました。すると、議長と副議長とデジタル化特別委員会委員長の出張が議会事務局の把握する議員の公務としての県外出張でした。

しかし、一方で昨年4月5日から数日間、町長、企画課長、町の議員が東京に出張しています。この出張に関する命令を職員は、町の役場職員サービス規程第14条にのっとり受命をしております。サービス規程は、職員が対象です。しかし、公務ではない町の議員に對しまして旅費、日当、宿泊費が歳出されております。これは、町の役場職員サービス規程並びに町職員の旅費に関する条例の違反ではないかと私は考えております。違反ではないということであれば、どの法令に基づくものか、法的根拠を具体的に説明してください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

御質問にお答えさせていただきます。

吉備中央町町議会議員の議員報酬及び旅費費用弁償に関する条例第4条第3項には、議

員に支給する旅費については吉備中央町職員の旅費に関する条例の規定によると定められておりますので、この規定により旅費のほうを支給したものです。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

もう一度いいですか、第何条か。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

条例第4条です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

これ、議員が公務のため旅行したときですよ。先ほど、私冒頭で確認しました。議会事務局が把握している議会費として公務には、この議員のは含まれてないんです、一覧に。つまり公務じゃないんですよ。公務じゃないですよ。公務ですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

これにつきましては、町のほうが議員に対しまして公務として出張のほうをお願いしたものです。それによりまして、町職員の旅費に倣いまして旅費のほうの支給をさせていただいております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、令和4年12月8日には、副町長、総務課長補佐、企画課長、町議員が経済産業省や内閣府を訪問しています。こちらも先ほどの役場職員服務規程にのっとって受命をしているんですが、こちらも、では先ほど同様に費用弁償は第4条に基づいて歳出されてい

るという見解でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

先ほどと同様となっております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

これ、どちらの出張も総務費から支出されております。総務費目で議員の公務をお支払いできる根拠を述べていただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

地方公共団体が、町長が議員に対して依頼をして公共団体、町としての旅費を支給しているものであります。これは地方財務実務等によりますQ&Aで示されたものでもありますし、それを運用して行っているものでございます。

その中で町執行部のほうとして行っていただく分につきましては、議会のほうの費用をもって払ってはいけないということになっておりますので、それを運用したものです。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

もう一度その法律の名前を教えてくださいませんか、法律もしくは法令の名前を。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

これにつきましては、地方財務実務大全オリジナルというところが出典したものを確認しております。

○議長（難波武志君）

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

失礼いたしました。法律でいきますと、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第4項、併せて第5項のほうを参考にさせていただいております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

詳しく教えていただきたいんですが、国家公務員の法律なんですかね。それで議員の旅費が出るというのは、どういう結びつきになるんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

本町の旅費規程につきましては、国家公務員等の旅費規程に準じて行っておりますので、それを準用しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

いえいえ、それはないでしょう。だって、この条例、職員の旅費に関する条例第1条で地方公務員法第24条第5項に基づきと書いてあるんですよ。どこにそれが書いてあるんですかね。国家公務員は関係なくないですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先ほど議員がどこの費目から出すべきかと、この旅費については総務課から出してるでしょ、おかしくないんですかという質問でしたよね。それに答えますのは、首長が議員さんに公務の補助として行ってもらうときの旅費の出どころは議会費ではなくて、町長部局の費用をもってやりなさいとなっております。その根拠は、今課長が言った国家公務員等の

旅費に関する云々くんぬんの項目にもあるように、そうしなさいとなっております。

ですから、議会費で出すのが適切じゃないんです。私が、例えば成田議員に少しくうい  
うことで行ってくださいとお願いしたときは、議会費じゃなくて、町長部局の費用をもっ  
てやりなさい。

そして、もう一つ言えば、普通、他のところは議会の議員さんの出張等々が一般の旅費  
項目より高いんです、ままにして。そのときは、一般の旅費規程の額で払いなさいになっ  
ております。ただ、私どもの吉備中央町は一緒でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

今、執行部の答えがばらばらなんで。ばらばらです。総務課長は、吉備中央町議会議員  
の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第4条、議員が公務のため旅行したときはその  
旅行について費用弁償として旅費を支給するに基づいて支給していると言ってるんです  
よ。でも、町長、今違う答弁でしたよね。この条例じゃないって言いましたよ、今。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私がないと言ったのは、こういうケースでどこどこで財源をもって払うべきかというこ  
とをうたったものはありませんということです。分かります。根拠法令は、議会の第4条  
をもって出しましたと。第4条は議員の旅費については一般職員の費用弁償の項目を使い  
なさいとなっております。それで、今度は費用を出すときに、その費目はどこから出すのかな  
というのはうたっていないで、これを調べたら、そういう場合は議会費から払うんじやな  
いんですと、町長部局の費用をもって払いなさいということになってるから、総務費のほ  
うで払ったというだけです。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、この2つの出張に関して、総務課に報告書なる復命書を求めたんですが、存在し  
ないとの返答でした。吉備中央町役場職員服務規程第16条で出張した者が帰庁したとき  
は5日以内に復命書を提出しなければならない。ただし、軽易な事案については口頭で復

命することができる」と書いております。

これを受けて、私、ほかの地方公共団体の知り合いの職員に電話で確認をしました、県内、外です。すると、県外出張にもかかわらず復命書がないということはありませんという答えが、皆さんの答えでした。なぜなら、復命書がなかったら、空出張を認めたようなものでしょというふうに言われたんです。

さて、吉備中央町は、町議員のほかにも複数名の職員が東京都に出張しているにもかかわらず、復命書、報告書がありません。私は不適切だと考えています。これらの出張が軽易な事案なのか、説明を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えさせていただきます。

令和4年4月5日から数日間及び12月8日の出張業務につきましては、吉備高原都市スーパーシティ構想並びにデジタル田園健康特区に関する関係機関への御礼並びに現在の進捗状況などの御報告に伺ったものでありまして、出張の命令検査におきまして軽易な事案と判断されたため、口頭による復命という形で行わせていただきました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ということは、この出張で何のどういう成果があったということは、文書では残らないということですね。その成果を教えてくださいませんか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

成果といいますか、主たる目的はいろいろお世話になった御礼に行ったということですので、成果というふうなものではないんですけど、口頭でそういうふうな形で報告させていただいたものでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

行政文書、例えば議会の議事録が残る、そして委員会の議事録が残る、毎年の予算、そして決算書が残っていく。なぜ残すのか、考えてみてくださいよ。未来のためでしょ。私は未来のためだと思っています。今こういうふうに発言している言葉が残ることが未来のまちづくりに役立てばなと思って発言をしております。

こういった形で東京に出張していて、しかもデジタル事業に関わっているのであれば、私は報告書なるもの、復命書は残すべきだと思います。なぜなら、デジタル事業を今後未来を生きる方々が振り返ったときに、どういうふうにこの事業が流れていったのかを知ることが、今、この出張からは見えないんですね。町長や副町長が今後もずっと吉備中央町長と副町長でしたら、その都度、町長、副町長に聞けば分かるでしょう。しかし、それは現実的に考えて難しいとなれば、行政文書として残すのが私は適切であると考えますし、まちづくりの継続性が疑われる、そして何よりも職員の方々が受け持って、皆様から預かっている税金で事業を回しているわけですから、そこの透明性についても私は疑われると思います。

なぜ、出張などに関して質問をしたかといいますと、出張に関しての旅費等に関して役場内でおかしいんじゃないかなと、あれは不適切な支出じゃないかなと思っている職員がいるという声を町民の方々から聞いたからです。刑事訴訟法第239条第2項で国家公務員及び地方公務員がその職務を行うことにより犯罪があると思慮するときには告発しなければならないと、公務員には犯罪の告発義務が課されています。これを公益通報といいます。

町総務課が窓口となって内部公益通報制度実施要綱があるんですが、今現状、職員の方々の中にも、どうなのかなと頭を抱えながら仕事をしている方々がいらっしゃるのであれば、私はこれをきちんと条例化し、第三者委員会もしくは第三者の弁護士事務所にきちんと窓口をつくって、どういった方々でも、ささいなことでも職員の方々がそこに電話をして相談ができるという体制を執行部として整えていくべきだと思います。

よって、今現在は公益通報制度実施要綱なんですが、条例化し、先ほどの職員倫理規程とともにきちんと法令として定めるべきだと思います。執行部の見解を述べてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

成田議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

消費者庁の定めるガイドラインにおきまして、各地方公共団体は内部の通報窓口のほか  
に弁護士等を配置した外部の通報窓口を設けるよう努めることとされています。

これを踏まえまして、平成30年度岡山県町村会において弁護士による外部通報窓口の  
導入並びに要綱（案）が示されました。本町では、他の町村の動向を踏まえて検討を行  
い、要綱の全部改正を行うとともに、町村会、弁護士による外部通報窓口の導入を行なっ  
たところです。

このような経緯もございますので、議員御提案の条例化につきましては、それぞれ他の  
市町の動向を参考にしながら今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

今日申しました顧問の存在が、職員の方々の仕事の能力を抑制している可能性があるとい  
うことも、私が職員の方々と触れ合うと感じるところがあります。ですので、執行部におかれま  
しては、職員の方々の能力が最大限生かせる環境を内部からまずつくっていただ  
けたらと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで成田賢一君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

午前11時40分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次、発言を許します。

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

4番、石井壽富でございます。9月定例議会の質問をさせていただきたい。せんだって通告をいたしております今回の私の一般質問は一括方式をお願いをしたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

公共工事の小項目は、公共工事の入札実施についてと指名競争入札等の実施と公平性について尋ねるわけでありませう。

先ほどの同僚議員のほうでもこの質問が出ておひまして、重複する部分もあると思ひますけれども、これはNHKニュースで3年間指名なしと吉備中央町の土木業者が町を提訴するといふ衝撃的な出来事の流れたわけでありませう。吉備中央町の土木業者が町が発注する工事の指名競争入札で合理的な理由がないのに3年間にわたって指名を受けられず、入札に参加できなかつたとして町に損害賠償を求める訴えを岡山地方裁判所に起こしたと。また、岡山裁判所におきましては、これを受けておるといふ、こゝういふふうなあれでありませう。

それから、土木業者が3年間といふふうに聞いとる。各それぞれの議員さんも、恐らく想像からして、この業者からの陳情・要望案件といふものは、もう5年も6年も前から我々も十分聞いとっております。

こゝういふ中におきまして、本来ならば、こゝういふことといふのは、きちつと議会が対応し、執行部にいろんなものを申すといふのが議会制民主主義の基本であると思ひます。しかしながら、私もこゝういふ案件を、陳情・要望的なものを聞きましたけれども、入札に入る、入らないといふ一業者の部分を個人的な議席でもって物申すといふふうなことは、これはやってはいけなないことでありませう。

そこで、本来、入札は一般競争入札が基本ではありませうが、一部において、例へば精度の高い工事が求められる場合、発注工事等級、技術者適正、地理的条件等の指名基準を満たしていると認められる有資格業者を多数選定した上で、指名として競争入札を行う指名競争入札がありませう。

一般競争入札は、広く競争参加の機会が与えられることから、機会均等でかつ相手方の選定が公正であり、また経済性を確保する点において優れていませう。指名競争入札は、一般競争入札に比べて、不信用・不誠実なものを排除することができ、また参加者の範囲が特定多数であるから、手続の点においては一般競争入札より簡単でありませう。しかし、特定多数の範囲の決定が一部の者に固定し、また参加者の範囲に限られることになるところから、談合を容易にして、結果として真の競争の実行が期し難くなるおそれがある等の短

所をも有しています。町内の建設工事等の入札の実施について、実施方法や公平性などについて、6項目、町長の答弁を求めるわけでありますけれども。

NHKのニュースが流れて、各地域の人とかの話も聞きますけれども、吉備中央町が誕生して以来、こういった不名誉なニュースが県下執行部にも、議会に対しても流れるという。さっきの答弁でいろんな安っぽい答弁されておりますけれども、これは公共工事であります。公金を使つての執行権でありますので。

もちろん、本来なら倉敷の事件でもありましようけれども、倉敷の事件とかというのは、前日に事件のニュースが流れると、明けの日には議会が全員協議会を開いて、どういふふうな対応をしていくかというものを議会がきちっとしなければならないわけであります。そして、その日ですか、伊東香織市長も、今回の事件の分の謝罪というものがセットで放映されておりました。

我が吉備中央町においては、いまだに議会ももちろん、全員協議会も開きません。執行部もこのことを、さっき町長がいろんなことをおっしゃってございましたけれども、公金での公共事業をこういう形で放っておいたというこの責任、岡田副町長は委員長でありますから、指名委員長が決めるべきものじゃないとかと言われようりますけど、それはもう完全に開き直りの答弁です。きちっとした執行権は、責任を取るべきところは取っていかないと、鏡野町でもそうでしょう。町長、副町長が2割減給を条例で課して、2か月間ですか、そういうふうな民主制議会政治の下に答弁をしてくださらないと。

プロポーザル方式も、私も6月の定例議会でも、町長に申しております。町長はプロポーザル方式で1社しか申請がなかったというようなことをおっしゃいましたけども、期限を限定しといて、1社も2社も3社もプロポーザルのほうへ申出があるのに、もう締め切りましたと、こういうことが過去にも行われておりますよ、保健課の中においても。

町長、執行権というのをもう少し真摯的な判断で。議会でも委員会でもそうでしょう。あまりにも乱暴な答弁を議会も許してはならないし、今回のことは全くもって不名誉なニュースですよ。裁判所がどうのこうのという案件では。裁判所は司法の場ですから、粛々とやるために受けたわけでありますけれど。

小さい項目別のことを6点ほどお伺いします。

吉備中央町では、毎年、公共工事の入札が実施されているが、一般競争入札及び指名競争入札、公募型プロポーザル入札などがあるが、これまでそれぞれ何件実施したのかをお尋ねしたい。これは、土木関係あるいは農林関係、全てというわけにはいきません。その

部分が1点目。

2点目に、指名競争入札について、毎年春頃ですか、提出をどの企業も恐らく毎年やってきておると、そういうふうには私は想像しますが。認められた事業者名簿からどのような基準で各工事の入札に指名されておるのか、この点を委員長である副町長にもきちっとお答え願いたい。

公共工事で一般競争入札がない場合、吉備中央町の公共工事は何ゆえ指名競争入札だけしか実施しないのかと。一般競争入札を実施しない理由と、どうして指名競争入札だけ実施するのか、この部分を3点目にお伺いします。

4点目としましては、町など地方自治体を実施する公共事業の入札では、公平性が担保されなければならないのに、NHK岡山ニュースでは、町内事業者が指名競争入札で合理的な理由がないのに3年間、先ほど申したように、我々の耳には3年どころじゃありません、5、6年も前からこのことは十分各議員も聞いてとります。それを放置しておった議会にも責任が私は十分あると、このように判断いたしております。

そして、合理的な理由がないのに、3年間にわたって指名を受けられず、入札に参加できなかったと報道されている。そこで、本町が実施する入札としては公平さを欠いているのではないのかということをお尋ねしたいと思います。

また、全国的にもこの類の提訴というものはいろんなところで起きております。しかし、今までの判例でもって自治体側が勝ったというふうな判例は今までに出ておりません。最近の一番新しい、あれは岐阜市ですか。ですから、その辺も執行部の方あるいは議会もどのように対応しておるのかということも、しっかり精査する必要も私はあると思います。

5点目でありますけれども、これまでの公共工事の入札について、公平性を欠いていたということになるならば、今後どのように正していくつもりなのかをお尋ねしたい。

6点目でありますけれども、また今回のNHKニュース報道の3年間指名なし、吉備中央町の土木業者が町を提訴と。今後、この土木業者に対してどのように対応し、どういった話合いをして。地元の業者でありますので、納税義務はきちっと果たしております。納税者でありますよ。この部分で少し第1回目の質問の答弁を願うわけであります。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

公共事業の入札実施についてお答えをいたします。なお、細かい数字が出てまいりますので、私のほうからお答えを申し上げさせていただきます。

それでは、通告に従いまして、順次お答えを申し上げます。

まず、入札の件数についてであります。これはたくさんございますので、過去3年間でお許しをいただきたいと思っております。

まず、令和2年度につきましては、令和2年度の工事、一般競争入札は3件、指名競争入札は58件、公募型プロポーザル1件、委託につきましては、一般競争入札9件、指名競争入札24件、公募型プロポーザル1件、物品につきましては、一般競争入札10件、指名競争入札3件、公募型プロポーザルはございません。したがって、令和2年度につきましては、一般競争入札が22件、指名競争入札が85件、公募型プロポーザルが2件であります。

令和3年度につきましては、工事が一般競争入札が2件、指名競争入札が65件、公募型プロポーザルはございません。委託につきましては、一般競争入札が1件、指名競争入札25件、公募型プロポーザルが2件、物品につきましては、一般競争入札が13件、指名競争入札が12件、公募型プロポーザルはございません。したがって、令和3年度につきましては、一般競争入札が16件、指名競争入札が102件、公募型プロポーザルが2件であります。

昨年度、令和4年度につきましては、工事、一般競争入札が3件、指名競争入札55件、公募型プロポーザルはございません。委託につきましては、一般競争入札が8件、指名競争入札が27件、公募型プロポーザル5件、物品につきましては、一般競争入札が8件、指名競争入札が10件、公募型プロポーザルはございません。したがって、令和4年度は、一般競争入札が19件、指名競争入札が92件、公募型プロポーザルが5件であります。

次に、指名基準についてでありますけれども、指名競争入札につきましては、吉備中央町建設工事請負契約指名競争入札指名に関する規定により、工事の施工及び契約の履行が確実かつ有利なものを指名することとなっております。指名業者の審査基準につきましては、工事に対する地理的条件、手持ち工事の状況、工事施工についての技術的適正、技術者の状況、工事成績、不誠実な行為の有無、その他信用状況、労務管理及び現場管理の状況を鑑みて指名することとなっております。

次に、一般競争入札を実施しない理由と指名競争入札だけを実施する理由についてお答えを申し上げます。

自治体が締結する契約は、一般競争入札に付することを原則とし、政令で定める一定の場合に指名競争入札ができることとなっております。政令で定める一定の場合とは、1、工事または製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質または目的が一般競争入札に適しないものをするとき、2、その性質または目的により競争に加えるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき、3、一般競争入札に付することが不利と認められるときと定められております。指名競争入札は、発注者の実績等を踏まえた施工業者を指名により選定することで、工事施工の質の確保が図られることから、現在、本町において発注する大部分の工事は先ほどの数字でお知らせいたしましたように、指名競争入札による契約を締結しております。

次に、先般の訴訟に関する報道ニュースについて、本町が実施する入札としては公平さを欠いているのではないかとの御質問についてでございますけれども。この件に関しましては、先ほど町長の成田議員への答弁のとおり、裁判の内容に関わる部分であり、現在係争中の問題になりますので、答弁はさし控えさせていただくということで御理解をいただきたいと思っております。

また、公平性を欠いているのなら、今後どのように是正していくつもりなのかとの御質問でございますが。町の主張につきましては法廷の場で答弁をしていくつもりでございますが、最終的には裁判所の判断を仰ぎ、それに従って対応していくつもりでございます。

最後に、町を提訴した土木業者に対してどのように対応されていくのか、さらに公共事業に対する公平性をどのように確保していくのかとの御質問ですが。まず、対応につきましては、現在係争中の問題になりますので、答弁はさし控えさせていただきます。また、公平性の確保につきましては、引き続き定められた審査基準等に基づき、適切に執行してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（難波武志君）

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

件数であるとか、いろんな部分と、内容的には裁判所の法廷でというふうなことを答弁としてお受けしたわけでありましてけれども。先ほども申したように、こういうふうな町の

名誉を傷つけるような、こういった事件はどうして議会の場に公表されなかったのか。いまだにまだ全然委員会等でも、町長の。他の自治体は、全て議会がきちっと全員協議会を開くなり、首長自体が責任等の謝罪をしておられるニュースが日常茶飯事であります。

係争中なのでと、係争中だから、こういったことは、副町長、税金での公共工事という、税金を使わせていただいとる執行権というものの認識が、少し自覚が。副町長は、取りあえず、選挙という洗礼を受けておらんわけでありますから、口先ではどうとでも言えますよ。こういったことは、副町長、口先でどうのこうのという問題じゃないんじゃないですか。それを長年にわたって任命をされた山本町長にも、任命責任というものは、国会等でもいろいろ日常茶飯事起きておりましたよ、総理大臣等が。そのあたりをしっかりと自覚をした上で執行権をやっておるのか、またそういった部分を承知の上で部下に対して職務命令を出しておるのかということもしっかりここで。ただ、係争中じゃからというような案件では私はないと。責任ということをしっかり。

これは、先ほども申したように、議会のていたらくがこういうことになっとんです。議会がきちっとチェックしとれば、議会がきちっと執行権に対して物申すと、こういうふうな納税業者が物を言っとるよというようなことを議会としてやらんがゆえの結果がこうですよ。私は、その辺の基本を先輩議員から、あるいは合併前の首長からきちっと基礎を教わって今現在があります。ですから、口先だけの答弁とか、言い訳とか、そういうことでは。町長、A Iでの議会の挨拶でもありましたけれども、気持ちは入ってないですよ。

もうこれはあまり説明を受けても、町民の方もそうでありましようけど、町長不信任案というふうなことも皆さん思っていくんじゃないですか。職員さんの仕事に対しての名誉もきちっと守ってあげにゃいけないし、議会と執行部というものは、民主制議会政治の下に進んでおるわけでありますから、越権は駄目ですよ。独裁政治は決していい形にはなりませんよ。

もう一回町長に答弁求めますけれども、どのような形でこの入札の件を、係争中だからというほど甘い認識ですか。裁判所の法廷でのみ通過できりゃ、それでいいんですか。私は、町長は最高責任者としてこういった案件が二度と出ないように、こういうふうにするんだということを自分の口ではっきりおっしゃってください。これも、もう一回町長の答弁を求めます。

また、この土木業者も損害賠償とかというようなことをニュースで書いておりますけれども、私は想像からして、損害賠償の金額目的でやってないですよ。自分のところの社員

の名誉を守るため、あるいは公共工事であるがゆえに、なぜその企業だけが入札参加できないか。いろんな能書きを言われましたけども、一般的な企業の普通の認識として、地元の企業ですよ、岡田副町長、そこを認識してんのですか。そういった納税者から我々は給料をもらよんですよ。報酬をいただきよんですよ。公僕でしょうがな。そこを町長、もう一回町長のきちっとした答弁を。実況中継で流れておりますよ。吉備ケーブルなんかは勝手にカットしておりますけれども。これははっきり、町長、最高責任者として、長年にわたってのこういった案件は、いろんなところから出とりますよ、なぜなのかと。このことをもう一度答弁を願います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この件につきましては、先ほど言いましたとおり、まだどちらが非があるかというのは決まっておりません。そのことはしっかりとお伝えします。

そして、私は全体の奉仕者としてしっかりと執行をしたいと思います。そして、入札にしましても、規則、条例等々に鑑みて、それに乗ってすべきというのは当然でございます。

○議長（難波武志君）

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

町長、当然じゃと言っても、当然じゃなかったわけですが、結果的に。こういう提訴に、裁判所に訴えられたということは、当然じゃなかったんでしょ。話合いの機会が、地元業者であるがゆえに、何度でもあったはずですよ。なぜここまで放置しておったかと、この責任を追及しよんですよ。そのことをしっかり有権者、納税者に聞こえるように、きちっと責任を取るというふうなことを発声、町長の口から出さない限り、大変に不名誉な問題ですよ。県内の自治体、全てこれが流れております。また、今後も裁判の席でとか云々で逃げていきようと、司法の場、マスコミの場においてだんだん広がっていく危険性もありますよ。議場では逃げられても、世間法の中では逃げられませんよ。その辺の答弁を最後に求めておきます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

逃げるも何も、そういうような案件でございませぬので。まだここに来たばかりで、確定も何もしてませぬ。それに対してどのような責任が生じるのか分かりませぬし。ただ一つ言えるのは、議員と一緒に、ここに来てこのようなニュースに取り上げられるようなことがあったという現実については、私も遺憾なことだと思っております。

○議長（難波武志君）

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

町長、その言葉なんですよ、実際。そこなんですよ。町長、非がない場合は、裁判所が受けんですから、門前払いされますよ。せえと、私もそれなりに調べた結果、自治体が勝訴したという判例はないですよ。私も議会の中の一員でありますので、反省もし、恥ずかしい思いを十分持っております。そういうことで、この件におきまして再々質問ももう済んでおりますので、答弁は求めるべきではないと判断をしておきますけど。町長、副町長、しっかりこの件はかつて吉備中央町の歴史が始まって以来ですから、汚点をつくったら駄目ですよ。

以上で終わります。

○議長（難波武志君）

これで石井壽富君の一般質問を終わります。

順次、発言を許します。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

8番、黒田です。議長の許可を得ましたので、通告書の順番に従いまして、今回は大きく3項目の質問をさせていただきたいと思っております。それぞれ通告要旨の順番に従いまして質問を行なってまいりますので、よろしく願いいたします。

では、まず最初の質問といたしまして、デジタル田園健康特区に関連してお尋ねをしたいと思っております。

令和5年3月の定例会において、私のほうからモバイルクリニック（移動診療所）の導入を次期計画に含めるべきではないかとの質問に対しまして、本事業は町としても通院が

困難な町民に対する新しい医療提供の形態として認識をしているので、オンラインによる遠隔診療等々を含めてモバイルクリニックへの取組に向けて既に導入をしている伊那市等々の事例を参考にして関係機関と協議を進めていき、実現したいと思っているとの町長からの前向きな答弁をいただいたところでありますけれども、このことにつきまして、その後の取組状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、8番、黒田議員の御質問にお答えします。

まずは、モバイルクリニックでございますが、国内では今年3月現在で9都市に導入実績がございます。このうち、先ほど議員が言われたとおり、長野県の伊那市は令和2年6月から運行を開始され、400回以上の運行実績がございます。この事業は、ソフトバンクとトヨタ自動車の合弁会社でありますモネ・テクノロジーズ株式会社が推進をしておりますが、今年7月6日に移動診療車用の車両を実際に賀陽庁舎へ持ってきていただき、実は副町長や関係課の職員で確認をいたしたところがございます。

地域医療の新たな選択肢の一つとして今後もしっかりと注視をして、取り入れるべきところは取り入れるというような格好でいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

最終的には取り入れるところは取り入れていくという、これは前向きといえればいいのかどうか理解に苦しむところですが、蹴られた話ではないとすれば、前向きと考えたときに、これは早く進めていかないと。先ほど町長が言ったように、9都市が今入っているというふうな。一昨年、私が、これ、一番最初はテレビで見たわけなんですけれども、テレビで拝見したときは、伊那市さんが特に先端の場所として実証実験で入っていました。それから既に、先ほど言われたように9都市がこれはいいいいということで進められたわけですね。

我々議会としても、本年7月に議員研修をさせてもらう中で、モバイルクリニックの先

進地、先ほど言いました長野県の伊那市、こちらのほうへお邪魔をさせていただきました、先ほどのクリニックの車両、これと、それからそれに対するいろいろな内容の説明をしていただきました。私はそれを聞きながら、吉備中央町、多分伊那市さんのほうが地形的には都市部のような形です。集落もかなり伊那市さんのほうは集約できている。だから、集まるところに集まっている、そういう状況です。観光地は観光地というような。逆に我々吉備中央町のような中山間地域で家屋、集落が点在している。私は、吉備中央町にはこれはなくてはならないやり方かなというふう感じたところであります。

ですから、吉備中央町の医療体制を今後支えていくのは、こういったものが。当然、今、デジタル田園でやっている救急搬送の関係、これも確かにそのとおりです。けれども、そのもう一歩前を、救急の車両で運ばれないところをつくっていかないと、我々の吉備中央町がこれから生き抜いていくというのは難しくなると思います。それを考えると、早い時期での取組をしていただければと思います。

もう一つ言うならば、この事業は、さっき言ったように車両をいろんな形で展開して使っていきます。車両も、伊那市さんでも説明を受けたんですけども、個別に私もモネさんのほうからお話を聞き取りさせていただきましたけれども、いろんなパターンがあります。当然、医療クリニックに使えるパターンもありますし、それから行政用のパターンもありますし、それが乗換えができるというような利点もあつたりするので。

それを考えますと、日常は医療機関としての使い方、災害時とかについては、今度は現場指揮が取れる車両、そしてさらには広域災害においては救援車両となっていきますので、我々の町、町長がよく申されるように、地震の少ない地盤の安定した、これは言うなれば災害の少ない町です。その少ない町から困っている場所に救援に出かけるに当たっては、有益な多目的な事業展開ができる車両だと思いますので、早い時期での導入計画のほうへ踏み切るべきと考えますが、いま一度そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私も黒田議員と同じように、こういう中山間のところでは有益だなと思います。ただ、実際に始めるとなったときには、車だけでは当然できません。それに携わる方等々がい

て、初めて車が能力を発揮するものです。その辺のしっかりしたバックボーンといいますか、仕組みをつくり上げていくことが大事かなと思います。ましては、吉備中央町はなかなか医療関係者が手薄なところでございます。そこらともしっかりと歩調を合わせて、この取組が一步でも二歩でも近づけるように頑張りたいと思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

その点だけは、町長と私、考えは多分一緒だと思うんです、医療の脆弱な町である。もう一つは、今のスタッフであったりとか、バックボーンをしっかりしていく、これも同じ考えです。

だからこそ、今から早く手をつける必要があるというのが、私の思うところであります。ですから、思うところは多分同じ考えだと思いますので、いつの時点からスタートを切るかというのが、多分差があるのかなと思うわけで。

ただ、今のデジタル田園の事業で特区指定を受けている吉備中央町としては、他の地域がやっているから二番煎じになるとか、三番煎じになるとかじゃなくて、我々の町にとっては必要なんだと、必要だという思いをしっかりと持っていていただいて、取組を進めていただきたいと思いますが、このことについていま一度答弁を、しつこくなりますけど、いま一度お願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今、特区等々でどうしてもすぐやらなければいけないこと、それからいろんなそれに付随したことをやってます。そうした意味で、これも重要な項目と思います。ただ、一気に全てをやるだけの余力も考えんといけませんので、優先順位、私の中では高いですから、頑張っていこうと思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

優先順位は高いということですので、高いを1番に持って上がっていただいて、早期の

実現をお願いしたいところであります。

それでは、そこに期待をしながら次に進んでいきたいと思えます。

移動診療を行うに当たっては、各集会所へ通信整備を図ることで、このことで次の新しい事業展開が見込まれるのではないかなど、このように私自身は考えています。各集会所の通信整備、これは大々的なことではなくて、例えば各施設へのまずは電源の確保、そして現在吉備中央町が推し進めてきた5Gの回線、これを取りあえず引き込んでいただく。そこから移動診療車のほうへはケーブルでつなぎ込んでいく、この形を取りましたら、携帯電話回線を使わずにそのまま有線によって高速で大容量のデータが送受信できますので、これが移動診療としての効果を高めると私は思っています。

そして、これによってさらに、現段階では吉備中央町内に数多くある携帯電話の不感地帯、これを補うことができる。ですから、携帯電話が出なくても、その場所では診療ができるというふうになります。このことは、町長がよく言葉にされる、誰一人取り残さない、この理念に全くマッチすると私は思っています。ですから、町民の利便性向上につながる、こういったことを吉備中央町として、先ほどの車両の導入、これも当然進めていただきたいんですけれども、各地域の中の集会所の中でそういった取組も並行あるいは率先してやっていく、こういったお考えがあるのか、ないのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先ほどの件につきまして、何をするに至っても、通信環境というのは大事でございます。幾らいいモバイルを持っておっても、電波が来なければ何にもなりませんので、その辺は今検討しているところでございます。

そして、今の質問の避難所につきましては、避難所として活用している公民館等につきましては、通信環境の整備を現在進めているところでございます。各集会所への通信整備は、なかなか理想とすれば全て環境整備していきたいんですが、なかなか箇所数も多いです。まずは公民館をきちっと整備して、それから順番的には各集会所、それも全ての集会所を一気というのは難しいので、ある程度まとまりがある集会所になるだろうと思えます。これからそれについては検討です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

検討ということで、毎回ここで言われるんですけど、検討と研究の差が私にはよく分からないので、どっちが上位なんか分かりませんが。

私がさっき言ったように、基本的には電源の確保と5Gの引込みです。そして、それを車両につなぐためのケーブルの配置、これはそんなに大きな多額の金額を伴うものではないです。

逆に、今、吉備中央町が行おうとしているWi-Fiによって通信網の確保をある程度広げていこうという考え、理解はするんですけども、Wi-Fiが飛ぶエリア、小規模だと思います。よっぽど金かけてでかいもの、億の単位を突っ込むのなら、もっとでかい範囲になると思いますけども、現実には多分そんな大きな範囲ではないと思います。

そうなのであれば、それはそれでやっていただくとしても、きちんとつながるものをまず準備をして、私は個人的な使い方じゃなくて、例えば各集会所にこういった通信機能が整えば、場合によっては先ほどのような車両、いろんな展開ができるというふうな説明をしましたけれども。例えば役場の今やっている行政サービス、こういったものが集会所の中でもできていくということが可能になってこようかと思います。例えばそこで住民票を出してくださいと言ったら、先ほどのような5Gを使いながら現場でも出していただく。そういうことができていけば、例えば地域の中で、今は各公民館、ちょっと大きい公民館、各集落じゃなくて、もうちょっと大きい、そこまで行けない人も逆に言えば行ける、行動範囲の中に入ってくる、ここが一番大きい話なんです。ですから、それは地域の皆さん方の利便性、それから福祉であったり健康の向上、こういったところへつながりますので、この部分においても、何遍も言いますが、誰一人取り残さない、この理念に合致をすると思います。

ですから、今の車両が先なのか、こちらの基盤整備が先なのか、優先順位はないにしても、こういったものに取り組んでいかないと、次のステップができないと思いますので、このあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

医療環境というのは、吉備中央町の町民からのアンケートでも求められた項目でもございます。そうした意味で、点在する家々で何かあったときに、速やかに診療等ができるという環境は大事と思います。

今、議員からお聞きした提案につきましては、真摯に受け止めて、前向きに検討していきたいと思っています。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

検討が前向きがついたので、またこの優先順位がよく分かりませんが、しっかりと前に進んでいただきたいと思います。また、これは時間を置いて進捗状況を聞かせていただきたいと思います。

それでは、大きい2番目の質問といたしまして、いじめについてをお尋ねしたいと思います。

昨年の10月になりますけども、これが私が調べた中では最新だったんですけども、2021年度、その前の年です、21年度の全国の学校が把握したいじめの件数、これは数字だけでいきますと61万件を超え、過去最多となったと文科省のほうが発表しました。結果によりますと、認知されたいじめの件数ですけれども、小学校が50万562件、中学校が9万7,937件、高校が1万4,157件、特別支援学校が2,695件、合わせまして61万5,351件といういじめの認知件数があったようであります。

これらは一昨年でありますので、ちょうどコロナが発生した時期でありまして、各校が休校になったその次の年です。ですから、また復帰しかけたときですから、前の年と比べますと、一気に9万8,000件ぐらいどかんと増えている、こういうふうな状態です。

そこで、大きな数字が全国ではあるわけなんですけれども、吉備中央町内においては、現在、いじめ行為と考えられる事案の発生があるのか、ないのか、こちらをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

8番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

いじめ行為については、対象になった子どもが心身に苦痛を感じているものといった文言でいじめ防止対策推進法に定義づけをされており、この定義に合った事案は町内の学校においても発生し、報告を受けている状況でございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

町内においても、いじめ行為というものは現実的な話として事案はあるというふうな教育長からのお話でありました。

本当はここで件数をお尋ねしたいところではあるんですけども、あまりここを聞いていきますと、どこで何があったかというところまで突っ込みかねないので、あえてここでは聞きません。

聞きはしないんですが、次の質問に入っていきますけれども、いじめを吉備中央町として認知した場合、それぞれの状況、これは教育委員会と学校とかそういった公共施設の中で実態がきちんと情報共有ができているのかどうか、これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

教育委員会と学校は常に連絡を取り合っておりまして、児童・生徒の様子について情報共有をしっかりと行なっております。学校で発生した事案については早急に報告を受け、詳細に状況を確認し、対応の方向性や具体的な指導等について協議を行い、連携して解決できるよう努めております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

情報共有はできていると。であるなら、例えばの話をして誠に申し訳ないんですけど

も、各学校のこれはいじめに該当するという基準、大まかな基準、これは統一見解ができているのかどうか。ですから、A小学校の判断ではこれはいじめではない、B小学校は、いや、これはいじめですと、このあたりはきちんと情報の共有ができてるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

先ほどお話をさせていただきましたとおり、いじめ防止対策推進法に定義づけられております文言に添って各学校と共有をし、そして統一した形で報告を受けるという形にしております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

では、その際に、例えばA小学校であつたいじめの状態というのは、B小学校にも例として伝わりますか。それをお答えください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

生徒指導担当の教員の会がございます。そこで情報共有をしているところでございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

まず、それを聞いて安心しました。ここをなぜ聞くかというところ、そこで条件を統一していかないと、逆に言えば埋もれていく可能性がありますので、そのあたりは教育委員会としてもしっかりリーダーシップを取っていただきたいと思います。

もう一つ、場合によっては、今の教育委員会とか学校、教育部門ならず、例えば子育て推進課であったり保健福祉の各課との連携、これが必要な場合も発生するのではないかと。私の知ってる事案では、実際に発生しています。これは同様に情報の共有ができているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、事案によってその内容をしっかりと吟味し、そして町の担当部局とともに、そして児童相談所等々とも相談をしながら対応に当たっているという状況でございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

このあたりはいろんなものを今は包括的にもの考えないと、一個人だけを救おうというのは、無理な時代になってます。ですから、包括的に各組織が情報を共有しながらあらゆる支援を検討していただきたいと思います。

では、続きまして次にそういったいじめ行為について、今現在は学校、教育委員会、これらの情報はどのようなルートで情報を得られているのか。これについてお知らせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

学校におけるいじめ行為の情報収集のルートについてでございますが、担任や養護教諭など教職員の見取りによる情報収集を行うことをはじめ、教職員と児童・生徒との面談や、あるいはアンケートの実施、保護者からの情報提供により入手できる場合もございます。

教育委員会では、各学校と日常的に情報共有を図っておりまして、校長会、教頭会等においても定期的に情報収集を行い、児童・生徒の様子把握に努めているところでございます。

また、保護者から教育委員会に直接情報提供をいただく場合もございまして、いただいた情報の内容は即座に学校と共有し、対応するよう心がけているところでございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

このことにつきまして、私自身も前回、6月の質問でさせていただいておりますけれども、積極的なITの活用、ここで言えばタブレットです。タブレット等を使って、さらにはいろんな方面の皆さん方をお願いをする。ですから、相談窓口の多様化、これが私は必要ではないかと思っています。

これをなぜしつこく言うかという、先ほどの教育長の話の中でも、教職員の見たところでの判断であったりとか、面談であったりとか、これは当然の話です。ただ、残念ながら、先日もどこかの校長の先生がいろいろな問題を起こされてましたけれども、そういった学校関係者の犯罪も起きているわけですね。そういう中で、子どもの皆さん方に困ったら先生に相談をしてくださいというのが、これが残念ながら胸を張って言えなくなっている、こういうのも実態ではないかと思っています。先生、そんなことを言ってもなといって、子どもたちのほうが情報をいっぱい持ってますから、あんなことを先生言ったって無理でしょと。だから、さっき私が言ったように多様化ですね。いろんな窓口の多様化とITを使った顔を見なくてでも相談ができる場所、これが必要じゃないかなと思います。

何遍もしつこく言いますが、あらゆる窓口、人材、そして方法、こういったものをフル活用して早期に相談に結びつく体制づくり、これが今からでも必要だと思いますけれども、このことを教育委員会としては取り組んでいくお考えがあるか、ないか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃるようなことについては、積極的に取り組んでいっているつもりでございます。

現在の事案の発見のきっかけでございますけれども、多いのは本人からの訴えや保護者からの情報提供、それから教員の見取りによるものでございます。そして、少数ではありますが、友人からの情報提供によるケースもございます。

情報の入手につきましては、対面によるものが多くて、次いで電話連絡によるものになっております。メールによる情報提供のケースは、現在のところ、把握しておりません。そのほかにも、議員おっしゃるように、青少年総合相談センターが実施する24時間子供SOSダイヤルや、あるいは県総合教育センターの教育相談専用電話など、子どもが悩みや不安を抱え込まないように多様な相談窓口の周知に努めておるところでございますが、現在のところ、相談窓口への連絡はないと認識をしております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今、教育長のほうで回答いただいたんですけど、それは多分私がこの後で聞こうと思ったところを答えてもらったのかなと思いますけど、いいです。

いろんな方法で取り組んでいるというのは、実態としてはよく分かりました。ただ、相談のところへ大きな案件はないというふうなお話でありましたけれども、相談がないから我が町は安心だということは、多分これはないと思います。いろいろ多角的に情報を収集していただきたいと思います。

次の質問、この項の一番最後になりますけれども、いじめというものは、時としていじめた側はその行動を早い時期に忘れる、こういうものであります。けれども、逆にいじめられた側にとっては、心に大きく傷を負うことが多いと私も経験上見てきました。これは大人の世界もそうです。

しかしながら、特に多感な子ども時代に発生した場合には、被害者であるいじめられた側のみが心の傷を負の遺産として長きにわたって背負っていくこととなります。このためにも、先ほどから何遍も言いますが、事案発生の場合には、早期に双方に対しまして適切な支援であり、対応、これが必要となろうかと思えます。

そこで、いじめ行為に対してどのような対策を行政として行なっているのか、現在、そ

して改めて被害者あるいは加害者について継続的な支援と対策はできているのか、さらにはいじめ行為の加害者側は一方的に終わったこととして被害者のみが苦しんでいる状況はないのかどうか、これについてお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

いじめ行為に対する対策についてでございますが、吉備中央町いじめ問題対策基本方針に基づきまして、各校においていじめの未然防止、そして早期発見に努めているところでございます。

発生した事案への対応といたしましては、関係者から状況を十分に聞き取り、そしてスクールソーシャルワーカーや関係機関と連携し、取り組んでいるところでございます。

また、いじめられた子どもに対しては、スクールカウンセラーと連携し、心のケアを行い、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、配慮をしているところでございます。

さらに、いじめた側への指導については、いじめたときの気持ちを十分に聞き取り、行為の悪質性を理解させ、健全な人間関係を育み、成長を促す指導となるよう、保護者に対しても成長支援の観点から児童・生徒が抱える問題点を解決するため、継続的な協力体制を築けるよう、対応をしております。

いじめ行為がやんだ状態に至った場合でも、注意深くその後の見守りを行い、該当の児童・生徒が心身ともに苦痛を感じていないかなどを面談などにより確認を行い、その様子については教育委員会と学校で情報共有し、児童・生徒が安心して過ごせる教育環境づくりに取り組んでいるところでございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今の教育長のお話では、様々な取組をしてくださっているようであります。私も今関わっていることがありますので、今の教育長のお話をしっかりと聞かせていただきましたので、それを見守りながら被害者の方のほうに並走して進めていただきたいと思います。

それでは次に、最後の質問といたしまして、ひきこもりの支援についてお尋ねをしたいと思えます。

内閣府は、2023年3月31日にひきこもり状態にある人は、全国の数字に当てはめて、現在約146万人と推計されると公表いたしました。これは、人口約1万人の吉備中央町に当てはめると、おおむね約100人の潜在的なひきこもりの皆さん方が、対象者がいることとなります。このことは、現代社会において誰でもがいつ何どきその状況になってもおかしくはないという、その裏返しではないかなと思えます。

そこで、現在、町内のひきこもりの実態について、その状況を町としては把握しているのか、まずお尋ねをしたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、8番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

町では、平成28年度に把握調査を行いました。状況が変わっておりますので、今年度、実態を把握するため、新たに調査を実施したところでございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

本年度、また新たな調査をしたというふうな回答でありましたけれども、次の質問になりますけど、その実態把握の方法、これはどのような方法を用いて把握をされたのか、お尋ねしたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

実態調査につきましては、民生委員に御協力いただきまして、担当地区におけるひきこもりの方の人数に関して調査を実施いたしました。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

民生委員の皆さん方の情報によって調査を行なったということでありました。

では、その情報は、民生委員の皆さん方には、逆に言えば、データとして戻っていますかね。個々の場所というのは、多分、小さい自治会は分かると思うんですけど、例えば小学校区の中で何人かの民生委員さんがいらっしゃると思いますけども、せめて民生委員さんにだけでも、この地域の中にはこういう方が今なかなかおうちから出られない状態にあるという情報が戻っているかどうか、これをお答えください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

お答えいたします。

現在、集計を行なっている途中でございまして、各担当地区の数字はもちろん分かっておりますけれども、先ほど言いました学区ごとの数字というのは、これから集計を行いまして、その集計の結果につきましては民生委員にしっかり返していきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

そのあたりは、各民生委員さんのほうへもフィードバックしていただくことが必要かと思えます。

なぜならば、自分の地元は多分分かると思えます、各民生委員さん。けれども、災害時においては、自分のところだけをやりましょうという話には多分ならないと思えます。昔の中学校区の中を活動範囲として動かざるを得ない。そのときに、情報があるとないでは全然違ってきますので、安否調査すらもできない状況になると困りますから、情報の共有、このあたりはしっかりとさせていただきたいと思えます。

では、次に行きたいと思えますけども、8050問題です。私、この8050を8020とよう間違うんですけども。8050は、80歳代の親御さんが50歳代の息子さんたちがひきこもりの状態の皆さんの面倒を見ていくと、そのような状況を指す言葉ら

しいんですけれども。8050問題と呼ばれるひきこもりの高齢化、これが今大きな社会問題となっていますが、それに伴って80のほうの親の負担というのが非常に大きくなっているように見てとれます。

そこで、これらの悩みを抱えた本人あるいはその家族の相談窓口、これは現在吉備中央町ではどのようなになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

現在、町では、保健課及び福祉課を相談窓口としてひきこもりについての御相談等をお受けしておる状況でございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

保健課を中心として行なっているというようなお答えでありました。

このあたりは、先ほどのいじめの部分と同様になってきます。多角的に多方面からいろんな情報を集めてくるというのは、これは絶対的な話だと思います。一人の情報ではなくて、例えばAさんというひきこもりがあったのであれば、民生委員さんの1の人からも情報、2の人からも情報、ほか3の人からも情報、それから近所の人からの情報、これによって現在のひきこもりの皆さん方というのが、多角的に物が見えてきますので。一人だけじゃったら、平面的なものしか見えません。ですから、いろんな形を用いていろんな情報を得て、現在ひきこもっておうちから出られない皆さん方の立体的なものを情報としてつかんでいただく、これが必要になろうかと思っておりますので、このあたりは先ほどのいじめ同様、しっかりと情報収集、そして情報の共有、よろしくお願ひしたいと思います。

では、今のようにひきこもりという状態を発見した、あるいは皆さん方が認知した折に、現在の吉備中央町としてはどのような対応、多分これはスタートとすればその方との信頼関係の構築、これがまず第一番だと思います。行っても会えないというのが、一番大変だと思うので、それが会えるような状況、環境づくり、関係づくり、まずそれだと思うんですけれども、それらも含めてその後どのような対応を行政としては行なっているの

か、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

地域の民生委員さんとも連携しながら、ひきこもりの方本人もしくは御家族との面談を繰り返し行うことによりまして、当事者の生きづらさに寄り添いながら本人の意向に沿った支援が行えるよう努めておるところでございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

行政としては動いてはいるということを確認できたところでは。

この動きについて、私は組織化が必要かと思っておりますので、次に行きたいと思っております。

資料を見ますと、国では令和4年度からより住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、ひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充してきました。そして、新たなメニューとしてひきこもり支援の核となる相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施するひきこもり支援ステーション事業を開始しております。

さらに、ひきこもり支援の導入として、ひきこもりサポーター事業、こういった事業についても取組を開始しています。

さらにさらに言いますと、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、市町村と連携したひきこもり地域支援センターのサテライトの設置と小規模市町村、我々の町です、こういったところに対して財政支援と支援手法の継承を行う事業も創設、そして都道府県の圏域内どこでも支援が受けられるような体制づくりを国のほうは始めているという形です。

そういう中で、例えばお隣の、ちょっと下ですけども、既に総社市さんでは社会福祉協議会の中にひきこもり支援センター、通称「ワンタッチ」と呼ばれるらしいんですけども、そういった組織を設置されて、もう既に取り組んでおられます。そして、お隣の高梁市においても、先月ですかね、ひよっとしたら吉備ケーブルで御覧になったかも分かり

ませんけれども、先ほどの総社市社協さんを招いて既に研修会を行い、今後、ひきこもり支援センターの設置を含め、積極的な支援に乗り出すよう今準備を進めているように、このようにお聞きしていますけれども、こういった事業がある中で、吉備中央町としては今後どういう取組をされていくのか。先ほど私が申し上げたような各種の事業に全て取り組むというのはすぐには無理だと思いますけれども、1つでも、2つでも我々の町の中で取り組んで、私自身はひきこもり支援センターの早期の設置を願いたいところですが、これについてのお考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

お答えいたします。

様々なメニューが国のほうから示されているところがございます。現状におきましては、本町においては、取組は今後の課題ということでございます。支援する必要がある方にとって何がニーズか、そのあたりを踏まえながら、どのような事業が今度必要になってくるかしっかり研究していきたいと考えております。

また、先ほどありました近隣の市町村ではセンターの設置ということでございますので、そのあたり、先進事例も勉強しながら本町の体制づくりをまた検討していきたいというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

耳をしっかり大きく広げていただいて、各種の事業をしっかりとかんじていただいて、我が町に適応した事業を推進していただきたいと思います。

これをなぜしつこく言うかという、実は私この場で過去に成年後見センターを早く吉備中央町はつくる必要性があるんじゃないんですかというお話をしたのが、今から多分最初のお話は5年以上前ですね。5年よりもっと前かな。一昨年、やっと吉備中央町の中にも成年後見センターというものができました。ただし、他の自治体から比べると、かなりスタートダッシュは遅かったというふうに思いますので、人に優しい吉備中央町をPRするためにも、このあたりを進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。最後じゃないです、2つ前です。ひきこもりという状態が長く続きますと、体力はもちろん、働くことへの意識や知識の低下があって、再就職へのハードルが高くなるような負のスパイラルに陥ります。こういったことを防ぐためには、特に家庭の場合、家族を含めた包括的な対応が必要と思いますが、保健福祉、税務など関係課、各担当課で情報の共有ができているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

ひきこもりの方の相談がありましたら、本人や家庭内の状況等により、保健師や福祉課の障害担当者など関係者によりまして情報共有を行いながら、併せて連携も取りながら対応してきているところでございます。また、社会福祉協議会、町内の事業者とも連携を行うとともに、就労支援や生活支援が必要な場合におきましては、備前県民局の相談員等へつなげております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

時間のほうが来ましたので、先ほどのを進めていただきたいと思います。

最後に一問だけ。不登校については、子どもの不登校について、令和3年12月定例会で質問を行いましたけれども、その後の動向並びに対応について、最後、教育委員会のほうへお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁が要りますか。

○8番（黒田員米君）

はい。

○議長（難波武志君）

時間は過ぎてますが。

○8番（黒田員米君）

質問はもうこれで終わります。

○議長（難波武志君）

それより前に時間が来ておりました。

○8番（黒田員米君）

すみません。答弁だけしてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

不登校問題については、町内では該当者のいない学校も多くて、落ち着いた状況ではありますけれども、一部の学校においてやや増加をしてきておりまして、喫緊の教育課題として憂慮しているところでございます。

不登校問題への対策といたしましては、岡山県教育委員会が示す長期欠席・不登校対策スタンダードに基づいた各校における対応を徹底するとともに、町内全校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置をいたしまして、専門的な対応力の強化を図っており、今後も一人一人の状態に応じた支援の充実に努めてまいります。

また、新たな対応策として別室による個別指導を充実させ、児童・生徒の居場所づくりにも努めておりまして、不登校傾向の児童・生徒の出席日数が増加するなどの好ましい変化が見られていることから、別室指導のさらなる充実を図ってまいります。

さらに、岡山県総合教育センターとの連携によるオンラインによる自立応援室の活用によって子どもの居場所づくりの取組を進めておりまして、今後も不登校対策の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

これで黒田員米君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより2時35分まで休憩します。

午後 2時23分 休 憩

午後 2時35分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次、発言を許します。

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

2番、加藤高志です。今、議長のほうに許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一問一答で質問をさせていただきます。

まず、最近の時事ネタというかトピックについて。御存じのとおり内閣改造があつて、何となく慌ただしさを覚えているところでもあります。そして、9波ということで、おかげさまで8月の中旬に我が家も1周しまして、一番最初が下の子、小学3年生、最後が私と。順繰り行っているうちに、私がそれは気合が足りないからだよとかと言ってたんですけども、言った翌日に陽性になりまして、いまだに今朝も冷ややかな家庭内です。

それから、先ほど同僚議員も触れましたが、例えば芸能界であるとか教育現場における性加害、何とも言い難い根深さを感じます。ひょっとしたら、ジェンダー同様、今になって気づいているだけで、本来潜在的に昔からあったというふうな理解のほうが正しいのかもしれない。そういった認識で、学校現場、教育現場でも、引き続きましてそういったことが生起しないような対策を取っていただければというふうに思います。

そして、言うまでもなく、会計管理者におかれてもやっておられると思いますが、10月からインボイス制度が開始をされます。ここで言うところの特に特別会計案件、それからもう一つはデジ田特区事業に関わる関連事業者あるいはLLPと、対象範囲がどこからどこまでだとか、それから今後の入札においてもこういうふうになるとか、周知、それから徹底に関して重ねてこの場を借りてお願いをしておきます。

さて、では質問に入ります。

1点目については、各種計画類というふうに題して質問をさせていただきます。

単発で3種類質問しますけども、総じて最後に要望としてまとめさせていただけたらというふうに思います。

温暖化対策の実行計画についてからです。

この8月、御存じかも分かりませんが、東南アジア、いわゆる熱帯地方という国々の夏の気温よりも4日連続で吉備中央町のほうが高かったと。何が言いたいかというと、異常気象だということです。異常気象となったこの夏ですけども、統計開始以降、平年より何と1.76度も高かった。これは統計開始以降、125年間で最も高かったと。気象庁

の異常気象分析検討会、こちらのほうでコメントを出しております。歴代の気温と比較して圧倒的に高い、夏全体を見ても異常だと、気象庁の分析検討会がそういったコメントを出しております。地球温暖化傾向の影響が異常気象の要因とも見解を示しております。

そこで、吉備中央町を考えたときに、言うまでもなく農業立町であります。異常気象はまさに直面する危機、課題であり、一つは特区指定受けの町としても、そして全国の模範となるためにも、DX、それとCN、カーボンニュートラル、この両輪たる様の構築、これが必須だと個人的には考えております。

そこで、質問ですが、6月の質問で2030年までに排出量を半減するよう計画改定が急務だという答弁をいただきました。改定の進捗、これについて尋ねるわけですが。

ちなみにですけれども、特区連携の茅野市さんについては、来年の夏、策定が完了する予定だと。要は、他自治体では、異常気象、これに関して危機と感じて動いとるという認識の下に現在の進捗をお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

それでは、2番、加藤議員の御質問にお答えいたします。

6月議会で御質問をいただきまして、中2か月での進捗状況ということで、なかなかお答えしづらい部分もございますが、計画策定についてお答えさせていただきます。

計画改定の進捗についてですが、6月議会での質問の答弁でも申し上げましたとおり、まずは一事業所として法的に義務づけられております事務事業編の改定、こちらが急務でございます。こちらのほうを今年度中に完了すべく、現在、事務作業のほうを進めております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

よろしくお願いをします。町の最上位計画である総合計画、これの序論にもこう書いてあります。時代の潮流では、環境問題への意識の高まり、そしてSDGsの推進、計画策

定は、今課長は義務とおっしゃいましたが、策定、それから施策自体も今のところ努力義務、プラスアルファ的な部分ではあるんですけれども、冒頭で申し上げた地球温暖化による異常気象、これは本町の農業と安全を脅かす危機というか要因なのではないかというふうに位置づけて、先ほど答弁いただいた今年度末までにという期限における中で、今度は内容を精査をしていただきながら、危機感を感じてそれを防ぐがごとく、それが何十年先に効果が出る、出ないは別として、一歩出さないとゴールにいけないわけですから。そういう観点で、よりよい改定作業、それから地域別の計画、これの策定に着手していただければと、こういうふうに思います。

次に、DXの基本方針の素案、3月作成の素案では、第2章における方針がどうも読み取れない。基本目標が行政の効率化による住民サービスの向上であるならば、例えばですが、町民ファーストを基礎としたDX変革など、基本計画内の施策を令和7年度末までに展開していくための当面何が方針なのか、今現在の方針に対する考えをお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

2番、加藤高志議員の御質問についてお答えいたします。

本年3月に策定した吉備中央町デジタルトランスフォーメーション基本方針についてですが、今回、方針とした理由は、新型コロナウイルス感染症の流行が始まってからテレワークなどの利用、蓄積されたデータを活用した生成AIなど、デジタル化がこの数年顕著に進んできております。そのため、急速に進むデジタル化に柔軟性を持ちながらも、政策の基本的な方向性を示すことができるため、岡山県DX推進指針などを参考に基本方針とさせていただいたところでございます。

本方針には、総務省が示す重点項目、マイナンバーカードの普及促進、人工知能などAIやRPAと呼ばれる単純業務の自動化、テレワークやオンライン会議の推進、セキュリティ対策の徹底、地域社会のデジタル化やデジタルディバイド対策に加え、デジタル田園都市国家構想に関する項目など、取り組むべき領域、推進体制などを明記しております。

議員御指摘の第2章の基本計画内の施策展開と方針の整合性についてですが、令和3年3月に町総合計画後期基本計画を策定しております。本計画の策定年度であった令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が流行して間もない時期でありましたので、本方針にあ

るような具体的な施策の記載がない状況でございます。本年度策定を予定しています吉備中央町デジタル田園都市国家構想総合戦略に現在進めております特区事業と併せ、より具体性のある内容を盛り込む予定としております。

また、本方針の最終ページでございますデジタル変革のための行動規範を軸に、社会の変化などに対応しつつ、必要に応じて見直し、改定なども行いながら着実にDXに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

今、答弁をいただきましたが。当然、現在あります総合戦略、それから基本計画、基本計画内の構想、それから基本計画です。この段階では、当然、デジタル特区の話というのは生起してませんでしたので、なのでいみじくも今おっしゃってくださったとおり、DXを施策を実行するためにどう加速させる形で絡めていくかという部分について、次回改定をして発行するまでの冊子ごとのばらつきは当然出てくることは否めないんでしょうけれども、その辺を一貫性というか整合性を図れるように校正していただければと、このように思います。

続いて、「統計で見る吉備中央町」、自動車保有台数の誤記を先般の一般質問でも指摘をさせていただきましたが、同じ隣のページになりますかね。商工業における凡例、これの金額単位等の誤記があり、統計として見てとれない資料となっているのが現状です。今号のみの誤記なのかを含め、校正作業等への対応をどう考えておられるのか。

2つ目については、当該資料の作成目的についてお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、御質問にお答えいたします。

「統計で見る吉備中央町」につきましては、5年ごとに町の人口、土地、気象、農業、商工業など町勢の統計資料を収録したものでございます。この統計の策定目的といたしましては、各種施策の的確な企画立案や産業振興など地域経済の活性化を支える取組に寄与

することであります。

具体的には、統計データの整備や各種ツールの提供などを通じて、統計データを分かりやすくまとめたものであり、必要な情報を迅速に把握できるようにするため、作成したものでございます。

なお、編集に当たっては、国、県の統計調査の数値や関係各課からの提供データを基に、できる限り最新かつ正確な資料の収集に努めておりますが、議員御指摘のとおり、商工業の統計数値の単位表記等につきましては、以前から同様の表記をしていたものでございます。今後は、校正作業での確認の徹底を行うとともに、他の項目との単位の統一など、議員の御指摘を踏まえ、よりよい統計資料となるよう改善してまいります。

以上です。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

そうですね。言葉が乱暴で申し訳ないんですけども、何でもそうです。作成したことがゴールになってる感がどうも見え隠れして、なのでお聞きしたわけです、目的についても。本来であれば、町民と、それから行政とで共創していくまちづくりをテーマで一つ考えたときに、一緒になって考えてくださる全町民の皆様が理解できるための補足資料という位置づけがあると思うんです。もっと具体的に言うと、基本計画に必要な内容については、作成している「統計で見る吉備中央町」の冊子から引用してる、参考にしてるとか。とにかく一貫性を持ってなければ、今3つの計画を題材に質問してますけれども、意味がなくなってくると。なので、単なる誤記という指摘ではなくて、そこに誤りがあっちゃならんので、校正に対する思いとか、どういうふうな形で対応しているのか。これが使えない資料だったら、存在の価値がなくなるわけですから。そういう考えに基づいて、今後改定を繰り返していくそれぞれの基本計画であったりとか、総合戦略であったりとか、この統計で見る資料であったりとか、この辺の一貫性をどうか保って、そしてそれぞれが基本計画に意味をなしているような、そういう冊子分けになっているような資料づくり、計画づくりに心がけていただけたら、さらによくなるのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

冒頭言いましたように、この3つの質問を総じて、御提案が2つほどあります。

地方自治法の改正により、2011年でしたか、一番直近の改正が、基本構想の策定義

務がなくなった以降も、吉備中央町として地域づくりの最上位計画、総合計画を策定して、長期展望で行政運営されていることは評価します。しかし、ここで言う計画的なまちづくりの達成状況量る物差し、要は総合計画の内容というのは、計画したものが計画どおりに進んでいるか否かのテンプレートに使いなきゃしょうがない、評価できなきゃしょうがないという量る物差しという概念の下で、事業内容や実施時期が本来であったら分かるような資料がどこかに存在してなきゃならないと。

前後しますが、実施計画の内容を見ると、もちろん下位計画に網羅されてても、施策ごとの計画、個別計画に関しては、恐らく各課のほうでしか基本的には持ってないような形になる。そこに悲しいのは、細部の実施内容だとか時期が記載をされているのが恐らく大半なんだと思います。そういう意味で、基本計画の中ではそれが見てとれないので、達成状況を量る物差し化はされてないので、そこをもう少し分かるような概略、それから可能な表記の仕方でもいいので、内容、概要といいますか、そしていつ頃までに程度の横軸が見えてくるような、そういった表記の仕方を基本計画に、多分1行ずつぐらいで収まると思うので、考慮していただければ、より質が上がるのかなというふうに思います。

総合計画については、策定の目的が町民、それから行政共創によるまちづくりであるなら、今申し上げたとおり、施策時期を明確にして、住民とともに達成状況を都度はかれる内容に充実させるということを1つ目、要望しておきます。

2つ目については、しみりとした話になりますけれども、人口推計です。15年後に8,000人を割るんですよ。記憶が間違っていたらごめんなさい。お許しいただきたいんですが。2060年頃、要は40年後ぐらいには、5,000人前後になってしまう。要は、今保有している人口の半分以下になってしまう。こういう今推移で右肩下がってる。

そうすると、今、基本計画というのは、行政計画で行政主体でサービスを提供する仕組みとしての計画になっている、行政計画ですよ。これ、言い換えると、公助、共助、互助、それから末端で自助という形にもし分けるならば、公助から互助までの間を前提にした行政計画になってる。

ところが、今、戻って、人口の推計に関して当てはめてみると、8,000人を下回ると赤信号ですよ、1万人規模の自治体が。なおかつ5,000人になってくると、いろんな意味ですごいことになってると、言うまでもなく。そうすると、今いる1万ちょっとの人口から、令和7年ぐらいには8,000人になる、それから2060年には

5,000人を割る、あるいは5,000人前後だということになると、どっかのこの辺あたりで公助から互助までの間では当てはまらない、今の行政計画では当てはまらない施策内容になってしまうと。何が言いたいかというと、本来だったら今のデジタルなんかの影響で横ばいになって、緩やかでも右肩上がりになるべく直近でなっていくということをももちろん望むのは当たり前なんですけれども、8,000人からどんどん減っていった場合に、自助で考えないとマッチしなくなってくる時期が必ずくるといことなんです。それを予知して、来るべき負のXデーに向けて、そうならないことに越したことがないという前提で準備をしておく。公共計画を作成する、社会計画を作成をする、そういう準備を、まだその必要がないという今のうちから、そこに視野を置きながら計画策定に向けた準備を、資料集めとか、どういうふうな社会計画にしようとか、今の行政計画からどういふふうに転換しようとか、それが多分今必要な時期なのかなというふうにも個人的に思いますので、この2点について一考を要望いたします。

次、各説明会です。

さきの総合計画策定の目的が、町民と行政共創のまちづくりにしては、私も出席した児童クラブあるいはデジタルトランスフォーメーション等の説明会への各地区の参加者数が少ないように思えてならない。ある会場で職員さんにほかはどれぐらい集まっているんですかねと聞いたところ、皆こんなものですよ的なお答えが返ってきた。膝ががくつとしたような状況がありました。

要するに住民の関心の高揚を目的に、従来の案内手段、今やってる説明会の案内をしますよね、書面なのか、回覧板とか、オフトークなのか別にして、それで20人程度しか関心がない、結果的に、来ない。であれば、各自治会内の一番直近の区長さんあたりに、重要なこと、皆さん事のことですから参加してくださいというような趣旨の啓蒙を要請するとか、そういったことをしないと、何度も質問の中で発言させていただいた住民と行政の共創によるまちづくりというところにかみ合わなくなってくる。なので、そういった工夫を今後すべきだというふうに思いますが、その辺の認識をお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、2番、加藤高志議員の御質問についてお答えいたします。

先般実施いたしましたデジタル田園都市推進事業住民説明会においても、各会場における平均参加者数は20名でございました。この数字は、決して多い数字とは認識しておりません。今後、工夫すべき点としては、次のような改善点があると考えております。

まずは、どの世代も参加しやすいような時間設定にすることでございます。高齢者の方を対象にする場合は昼間、働く世代の方を対象にする場合は夜間に設定することで、幅広い層の方々の参加を見込むことができるものと考えております。あるいは土日に実施することも効果が期待できるものと思っております。

次に、周知方法を増やすことが挙げられると思っております。以前にも増して、インターネットやSNSが世界中で普及していますので、町公式ホームページはさることながら、町公式LINEによる周知や町公式YouTubeによる動画の配信などによりまして、より多くの方の参加が見込まれるものと思っております。

より多くの住民の皆さんにまずは関心を持っていただき、参加いただけるよう、改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

よろしく申し上げます。とにもかくにも、関心ですよね。関心がない上での施策の推進という、全くかみ合わないはずなので、振り返ってでも結構なので、各会場でのこれまでの説明会における参加者数、これを悲観的に捉えてください。より一人でも多くの今後の説明会に対する参加者というような説明会になるようなことを心より祈念をしております。よろしく申し上げます。

続いて、文化財の保存についてです。

吉川地区を例に取っての話になるんですけども。例外に漏れず、高齢化、それから地区民の減少、そんな中、吉川地区民は町からの委嘱受けとか、それから自治会の役員、それからボランティア等々、分母に合わないような役職、バランスが取れてない現状が、前も言ったかと思うんですが、ずっと続いております。そんな中、最寄りの地区内にある例えば吉川八幡宮であったりとか、重森三玲記念館、それに隣接する文化財、あるいは民俗資料館等々、とにかく地区民挙げて、土日を犠牲にして、地区交代とか工夫をしながら整備をしているのが今の現状です。

そんな中、先般、吉川の重森三玲記念館、これに併設されてる文化財の竹垣の修繕に伴

って、その費用をクラウドファンディングを活用して実施をしますと、こういった取材を教育委員会のほうで対応されておりました。その中で教委担当者は、あたかもクラウドファンディングに関して地域住民では不得手なので教育委員会が実施をしてるんだ的に取れるような対応をされてた。

これっていうのは、地域に対してあるいは地域住民に対しては、冒頭申し上げたことをやってるにもかかわらず、ないがしろにされた感があつて、もちろんそういった意味で発言されたのではないということは理解をしてはいるんですけれども、取材対応については、基本的にはどこを切り取って使われても、決してそういう誤解がなきような御指導をしていただいた上で取材に臨むというのは、これは常だと思しますので、この件についてどういった認識を持たれているのかお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、2番、加藤議員の御質問にお答えいたします。

重森三玲氏については、町の偉人として広く多くの方々を知っていただくために、これまで地域の方々とともに尽力してところでございます。その中で重森三玲記念館や天籟庵などは、日曜、祭日は地域のボランティアの皆様にご協力いただき、訪問される方に向けての施設開館業務が行われているところでございます。

そうした中、天籟庵の庭の竹垣については経年劣化に伴う損傷が激しく、このたび町において改修を行うこととし、重森三玲氏の啓発を図ることを含め、その費用の一部を寄附により集めるクラウドファンディングに取り組むことといたしました。今回、このことについて取材を受ける中で、説明に至らない点があり、地元地域づくりの会の皆様にご懸念、御心配をおかけすることになり、大変申し訳ありませんでした。

取材に当たっては、たとえ発言内容に編集などがあつた場合にも誤解を生じない表現を行うように努めてまいりたいと考えております。

今後とも地域の皆様のお力添えをいただきながら、皆様とともに重森三玲氏顕彰に当たっていく所存でございますので、引き続き御理解、御協力をどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

よろしく願いをします。

次に、児童の課外活動についてです。

小学校統合以降に実施をされるアフタースクールの概要及び中学校、これは以前も質問しました休日部活動の地域移行、これとの一貫幅について、現時点での方針。

それと、先般、8月4日にJICAも参加した町内教職員研修内容とこの成果について併せてお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

2番、加藤議員の御質問にお答えいたします。

令和7年度からの統合後の小学校においては、アフタースクールを実施することとしておりまして、自分に合った得意分野を発見できる気づきの場となることを主眼として実施し、参加対象は1年生から6年生までの参加を希望する児童とし、開催は各校週に1回で、授業終了後、おおむね45分から60分間を予定しています。

開催場所は、原則として小学校内とし、教育委員会が実施主体となり、企画、運営して地域協力者や講師の確保等を行うことといたしております。

活動内容は、スポーツ、物づくり、文化・芸術、国際教育の4つを柱とし、祭りや山車などの地域交流、昔遊びなどの特別講座、そういったものも実施する計画といたしております。活動内容については、国の進める部活動の地域移行も含め、中学校での活動につながる取組となるよう計画をしていきたいと考えております。

また、8月4日に吉備中央町教育研修所の開催した研修において、JICAの職員を講師としてオンライン研修を実施いたしました。町内のほとんどの教職員が受講し、研修内容はグローバル人材育成とその実践例と題して、体験談を交えながら広く世界のことに興味を持つことが日本や岡山県、吉備中央町のよさに気づくことにつながり、ひいては町をもっと魅力的にするにはどうすればよいのか、また児童・生徒に町内の魅力を感じさせるにはどうすればよいのかということが学べた研修でした。

研修に参加した職員の感想では、ふだんの授業にも世界につながるきっかけが多くある

ことに気づいた、また人は人から学ぶという言葉が印象に残ったなどの感想が寄せられ、今後の授業づくりや子どもたちと関わるスタンスについて多くの気づきをいただいた研修になったと考えております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

一つだけお願いといいますか、もちろんアフタースクールに関しては段階的に内容も充実させていくというプランだと思っています。それとは一線を置いて、別枠でスポーツ庁のほうでも推奨している中学校での休日部活動の地域移行。要するに小学校でやってる、言ってみれば子どもたちに夢とか光を持たせる、それが10個ある中の3つ、4つでもいいから中学校に進学した先でも同じ種目を継続できるというような一貫幅を可能な限りで構築できるように考慮いただきたいというふうに思います。

それから、後者のほうの教職員に対する、今回はJICA等の参加もいただきながらという内容でしたけれども、これを一過性のものではなくて、継続をした上で、いい子どもたちというのは、当然教える方々の質の向上あってのものだと思いますので、国際感ある、グローバル感ある吉備中央っ子が育って、育めるように継続的にやっていただければと思います。

質問は以上なんですけど、まだ時間がありますので、最後に少し思うところと、さらに一点だけ要望をお話しさせていただきます。

今、少子・高齢化で人口減少でという、ここを前提として、本来であれば衰退が予想される少子化において、最近、テレビのニュースとかで私は不思議に思っているんですけども、例えばアンダー18のサッカーであるとかワールドカップでものすごい成果を残してますよね。子どもは少なくなってるんですよ。なのに、昔よりもずっと向上している。何でなのかなと、大きなクエスチョンマークが頭の上をよぎりまして、いろいろ聞いてみました、文科省、スポーツ庁のほうに。

そうすると、今、少子化なのに成果が出てる、実は3つの「されつつある」というのがキーワードだそうです。どういうことかという、これはスポーツ庁で分析された結果論なんですけれども、1つ目、優れた能力を持つアスリートの発掘と育成の仕組みが地域で構築されつつあるが、1つ。2つ目、デジタル技術の活用を通じ、スポーツ医学や情報科学などに基づく質の高いトレーニング環境が地域で整備されつつある。最後、3つ目、地

域と学校、行政が一体となった総合型地域クラブとして機能していくと期待される競技力向上サイクルが地域で検討されつつある。この3つの「されつつある」がキーワードだそうです。分析の結果です。

ここの地域は何々されつつある。地域がされつつあるということは、言い換えると、されつつある地域で合意形成ができてるといふふうにも理解ができると思うんです。

それを踏まえてですけども、スポーツが少子化と逆行する形で成果を収めているポイントは、地域、合意形成です、地域のように、本町のデジ田特区事業の推進にこれを置き換えますと、地域のバックグラウンド、すなわち住民の周知及び自分事化、合意形成ですよ。これに基づく共創、共に創る、これが改めて推進に必要な鍵なんだというふうなことを個人的に結論づけて思っているところです。

先ほど冒頭の質問でも言った各種の計画類、それから各種の説明会の質問でも触れましたけれども、まずは住民皆様の周知と自分事化、これを一層図るべく、工夫と熱意をどうぞ傾注して、さらなる共創要件を構築、これをしていただくことを、これを切望して質問を終了いたします。

○議長（難波武志君）

これで加藤高志君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時16分 閉 議